

平成 25 年度兵庫県水防計画（案）

第 1 章 総 則
第 1 節 目 的

この計画は、水防法(昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 項の規定に基づき、同法第 1 条の目的を達成するため、兵庫県管内の河川、海岸、港湾、ため池等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、水防管理団体間の協力及び応援並びに水防に必要な水防倉庫、器具、資材等の整備及び運用についての大綱を示したものである。

第 2 節 用 語 の 定 義

- 1 兵庫県水防本部
兵庫県域における水防を統括するため、兵庫県に設置する水防本部をいう。
- 2 水防管理団体(法第 2 条第 1 項)
水防の責任を有する市町をいう。
- 3 指定水防管理団体(法第 4 条)
水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大なる関係のあるものとして知事が指定した水防管理団体をいう。
- 4 水防管理者(法第 2 条第 2 項)
水防管理団体である市町の長をいう。
- 5 消防機関の長(法第 2 条第 4 項)
消防本部を置く市町にあつては消防長を、消防本部を置かない市町にあつては消防団の長をいう。
- 6 水防警報(法第 2 条第 7 項)
国土交通大臣又は知事が、それぞれ指定した河川又は海岸について、洪水、津波又は高潮によつて災害がおこるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。
水防警報第 1 号=待機
水防警報第 2 号=準備
水防警報第 3 号=出動
水防警報第 4 号=解除
- 7 水防警報河川又は水防警報海岸(法第 16 条)
 - (1) 国土交通大臣が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定し、公示した河川又は海岸をいう。
 - (2) 知事が、前項以外の河川又は海岸で県民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定し、公示した河川又は海岸をいう。
- 8 洪水、津波又は高潮予警報(法第 10 条、法第 11 条)
気象庁長官(あらかじめ定められている河川については、国土交通大臣又は知事と気象庁長官とが共同して)が、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるとき、その状況を周知させるために行う発表をいう。
- 9 水位周知河川(法第 13 条)

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により相当の損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川をいう。

10 浸水想定区域(法第 14 条)

指定した河川について、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域をいう。

11 兵庫県災害対策本部

災害対策基本法第 23 条(昭和 36 年法律第 223 号)に基づき災害に対する緊急措置を迅速かつ強力に実施するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知事が必要と認めて設置する機関をいう。

12 水防指令

兵庫県水防本部長(知事)が、県の機関に対し、水防非常配備態勢につく指令をいう。

水防指令第 1 号 = 第 1 非常配備態勢(少数)

水防指令第 2 号 = 第 2 非常配備態勢(半数)

水防指令第 3 号 = 第 3 非常配備態勢(全員)

13 水防団待機水位〔通報水位(法第 12 条第 1 項)〕

量水標管理者(土木事務所長等)が、水防本部長に報告を開始する水位をいう。(水防団待機の目安)
(参考)おおむね以下のように設定している。

〔水防団待機水位(通報水位)=はん濫注意水位(警戒水位)×0.7〕

14 はん濫注意水位〔警戒水位(法第 12 条第 2 項、第 17 条)〕

増水時に水防管理者が水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない水位として知事が定める水位をいう。河川の水位が当該水位を超えたとき、あるいは下回ったとき、量水標管理者(土木事務所長等)は、水防本部長に報告することとなっている。

(参考)おおむね以下のように設定している。

- | |
|--|
| (1) 改修済区域
はん濫注意水位(警戒水位)=計画高水位×0.6~0.7 |
| (2) 未改修区域
はん濫注意水位(警戒水位)=護岸高×0.5 |

15 避難判断水位〔特別警戒水位(法第 13 条第 1 項、第 2 項)〕

はん濫注意水位(警戒水位)を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう(市町が発する避難勧告の目安)。

16 はん濫危険水位〔危険水位〕

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫の起こるおそれがある水位をいう。

17 水防連絡会

各土木事務所等が、水防体制を強化するため、管内の水防管理団体等の関係機関と組織する会をいう。

18 土木事務所(長)等

行政組織規則第 87 条の 12 第 1 項に規定する各土木事務所(長)並びに第 87 条の 16 に規定する尼崎港管理事務所(長)及び第 87 条の 19 に規定する姫路港管理事務所(長)をいう。

第3節 水防の責任

1 兵庫県の責任(法第3条の6)

県は、県下における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

2 市町の責任(法第3条)

市町は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

3 気象庁長官(神戸海洋気象台長)の責任(法第10条第1項)

気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮等のおそれのあると認められるときは、その状況を兵庫県知事に通知するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(以下「報道機関」という。)の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。

4 国土交通大臣(近畿地方整備局長)の責任(法第10条第2項、法第13条1項、法第14条、法第16条第1項・第2項)

(1) 国土交通大臣は、円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川について洪水のおそれのあると認められるときは神戸海洋気象台長と共同して洪水予報を行い、猪名川、藻川について洪水のおそれのあると認められるときは大阪管区気象台長と共同して洪水予報を行い、その状況を水位又は流量を示して兵庫県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。

(2) 国土交通大臣は、あらかじめ指定した河川について浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表するとともに、関係市町長に通知するものとする。

(3) 国土交通大臣は、あらかじめ指定した河川について洪水、津波又は高潮により重大な損害を生ずるおそれのあると認められるときは、水防警報を行い、兵庫県知事に通知しなければならない。

(4) 国土交通大臣は、あらかじめ指定した河川について、避難判断水位(特別警戒水位)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

5 知事の責任(法第10条第3項、法第11条、法第13条第2項・第3項、法第14条第1項・第3項、法第16条第1項・第3項)

(1) 知事は、あらかじめ指定した河川について、洪水のおそれのあると認められるときは、神戸海洋気象台長と共同して洪水予報を行い、その状況を水位又は流量を示して直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標等の管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。

(2) 知事は、あらかじめ指定した河川について、浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表するとともに、関係市町長に通知するものとする。

(3) 知事は、あらかじめ指定した河川又は海岸について、水防警報を発令しなければならない。

(4) 知事は、あらかじめ指定した河川について、避難判断水位(特別警戒水位)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(5) 知事は、国土交通大臣から洪水予報の通知を受けた時は、直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標等の管理者に通知しなければならない。

(6) 知事は、国土交通大臣から水防警報の通知を受けたとき、又は(3)項の水防警報を発令したときは、水防計画で定める水防管理者及びその他水防に關係のある機関に通知しなければならない。

- (7) 知事は、国土交通大臣から河川の水位が避難判断水位(特別警戒水位)に達した旨の通知を受けたときは、水防計画で定める水防管理者及びその他水防に係りのある機関に通知しなければならない。
- 6 市町防災会議の責任(法第 15 条第 1 項・第 2 項・第 4 項)
- (1) 市町防災会議は、市町地域防災計画において浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
- ア 洪水予報及びはん濫警戒情報(特別警戒水位到達情報)の伝達方法
- イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項
- ウ 浸水想定区域内に地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。)又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合あっては、これらの施設の名称及び所在地等
- (2) 市町防災会議は、浸水想定区域内の前項ウの施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報及びはん濫警戒情報(特別警戒水位到達情報)の伝達方法を定めるものとする。
- 7 市町長の責任(法第 15 条第 3 項・第 4 項)
- (1) 市町長は、市町地域防災計画で定められた洪水予報の伝達方法、避難場所、その他円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項等を住民に周知させるよう努めるものとする。
- (2) 浸水想定区域を含む市町村長は、市町村地域防災計画に定められた事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- 8 水防管理者の責任(法第 17 条)
- 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動準備をさせなければならない。
- 9 警察署の任務(法第 22 条)
- 警察署は、水防のため水防管理者等から出動援助の要請等があったときは、協力するものとする。
- 10 通信機関の責任(法第 27 条)
- 通信機関は、水防上緊急を要する通信が迅速に行われるよう協力しなければならない。
- 11 量水標管理者の責任(法第 12 条)
- 量水標管理者(土木事務所長等)は、量水標の水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。
- 12 一般県民の義務(法第 24 条、法第 29 条)
- 一般県民は、常に気象状況、水防状況等に注意し水防管理者等から要請があったときは、水防に従事するとともに、水防管理者等から立ち退きの指示があったときは、その指示に従うものとする。

第4節 安全配慮

水防活動に従事する者(以下「水防団員等」という。)は、自身の危険性が高いと判断したときは、安全確保を優先する。

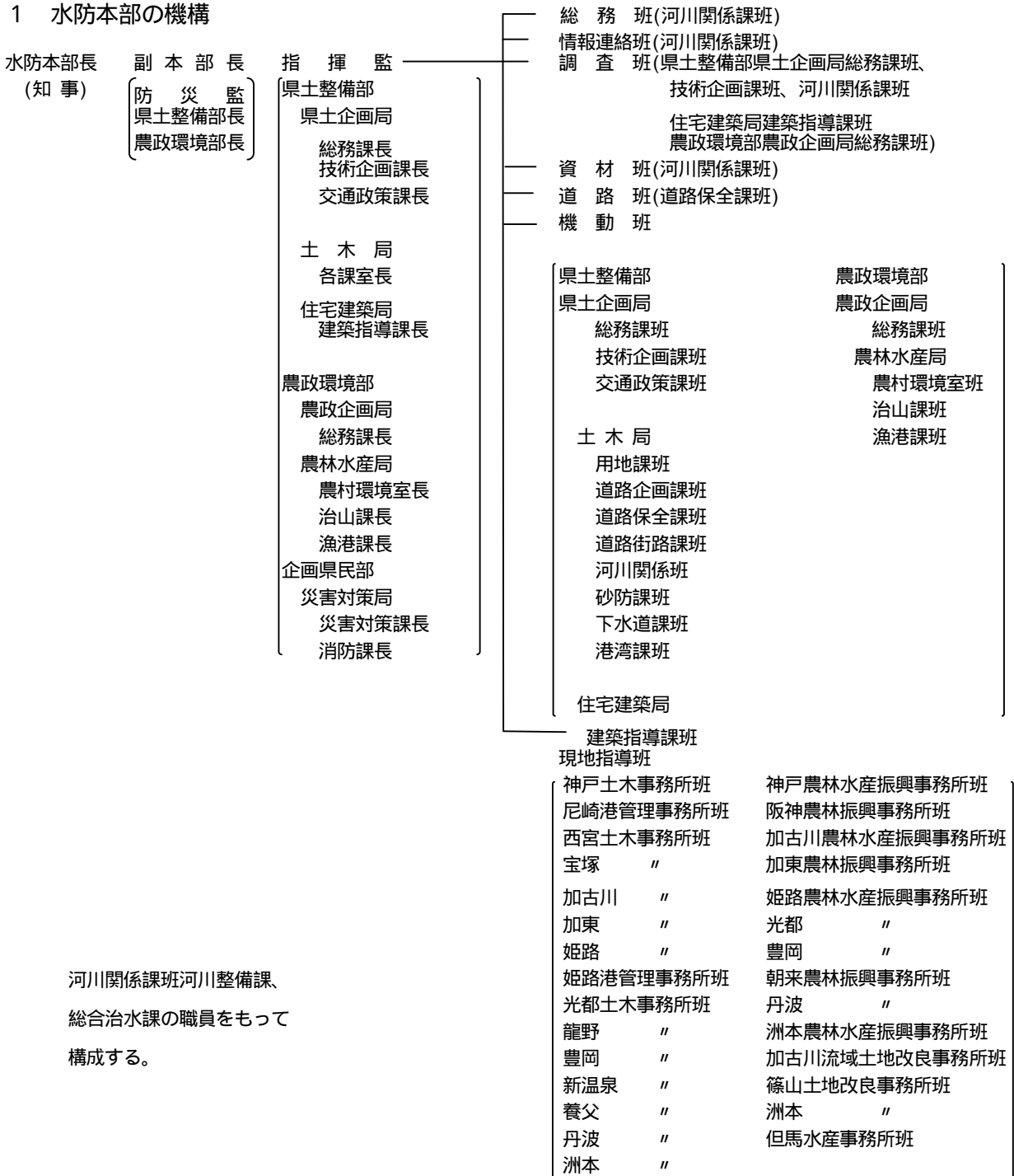
特に津波は、箇所により到達時間が異なるとともに避難に要する時間も様々であるため、水防団員等は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施しなければならない。

第2章 水 防 組 織

第1節 水 防 本 部

県は、県下における水防を統括するために水防本部を設置し、その事務局を県土整備部土木局河川整備課内に置く。ただし、県に災害対策本部が設置された場合には、水防本部はそのままの形で災害対策本部の水防部になり、水防部の部長は県土整備部長をもってあてる。

1 水防本部の機構



2 職務分担

- (1) 水防本部長は、水防本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長は、水防本部長を補佐し、水防本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 指揮監は、水防本部長の命を受け、各班を指揮監督する。

3 各班の事務分担

各班は、次の事務を分担する。

なお、その詳細については、班長があらかじめ定めておくものとする。

- (1) 総務班 緊急対策、本部要員の招集その他水防本部の庶務
- (2) 情報連絡班 気象台、庁内関係各課、県民局関係土木事務所等、国土交通省河川関係事務所、県警本部等関係機関との情報連絡、水防記録、広報(災害対策本部設置時の本部と水防部との連絡調整)
- (3) 調査班 関係部所管の被害状況の把握及びその他調査報告
- (4) 資材班 資材の収集、確保、運送
- (5) 道路班 道路交通の確保
- (6) 機動班 所管指導班の応援
- (7) 現地指導班 所管区域内水防管理団体等の技術指導、情報連絡その他現地における水防事務

4 現地指導班の水防所管区域

(1) 河川、国土交通省海岸関係

班 名	所 管 区 域	
神戸土木事務所	神戸市	(1市)
尼崎港管理事務所	尼崎市、西宮市、芦屋市(尼崎港管理事務所所管区域)	(3市)
西宮土木事務所	尼崎市、西宮市、芦屋市(尼崎港管理事務所の所管区域を除く)	(3市)
宝塚 "	西宮市(ただし、尼崎港管理事務所、西宮土木事務所の所管区域を除く)、 伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡(猪名川町)	(5市1町)
加古川 "	明石市、加古川市、高砂市、加古郡(稲美町、播磨町)	(3市2町)
加東 "	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可郡(多可町)	(5市1町)
姫路 "	姫路市、神崎郡(市川町、福崎町、神河町) (ただし、姫路港管理事務所の所管区域を除き、生野ダムを含む。)	(1市3町)
姫路港管理事務所	姫路市(姫路港管理事務所所管区域)	(1市)
光都土木事務所	相生市、赤穂市、赤穂郡(上郡町)、佐用郡(佐用町)	(2市2町)
龍野 "	たつの市、宍粟市、揖保郡(太子町)	(2市1町)
豊岡 "	豊岡市	(1市)
新温泉 "	美方郡(新温泉町、香美町)	(2町)
養父 "	養父市、朝来市	(2市)
丹波 "	篠山市、丹波市	(2市)
洲本 "	洲本市、南あわじ市、淡路市	(3市)
合 計		29市 12町

(2) ため池関係

班 名	所 管 区 域
神戸農林水産振興事務所	神戸市 (1市)
阪神農林振興事務所	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市 川西市、三田市、川辺郡(猪名川町) (7市1町)
加古川流域土地改良事務所	明石市、加古川市、高砂市、三木市、加古郡(稲美町、播磨町) 西脇市、小野市、加西市、加東市、多可郡(多可町) (8市3町)
姫路農林水産振興事務所	姫路市、神崎郡(市川町、福崎町、神河町) (1市3町)
光都 "	相生市、赤穂市、赤穂郡(上郡町)、佐用郡(佐用町) たつの市、宍粟市、揖保郡(太子町) (4市3町)
豊岡 "	豊岡市、美方郡(新温泉町、香美町) (1市2町)
朝来農林振興事務所	養父市、朝来市 (2市)
篠山土地改良事務所	篠山市、丹波市 (2市)
洲本 "	洲本市、南あわじ市、淡路市 (3市)
合 計	29市 12町

(3) 農林水産省海岸関係

班 名	所 管 区 域
神戸農林水産振興事務所	神戸市 (1市)
加古川 "	明石市、加古郡(播磨町) (1市1町)
姫路 "	姫路市 (1市)
光都 "	赤穂市、たつの市 (2市)
但馬水産事務所	豊岡市、美方郡(新温泉町、香美町) (1市2町)
洲本農林水産振興事務所	洲本市、南あわじ市、淡路市 (3市)
洲本土地改良事務所	淡路市、南あわじ市内の農林水産省(農村振興局)所管海岸 (2市)
合 計	9市 3町

(4) 開発行為関係

班 名	所 管 区 域
神戸土木事務所	神戸市 (1市)
西宮 "	尼崎市、西宮市、芦屋市 (3市)
宝塚 "	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡(猪名川町) (4市1町)
加古川 "	明石市、加古川市、高砂市、加古郡(稲美町、播磨町) (3市2町)
加東 "	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可郡(多可町) (5市1町)
姫路 "	姫路市、神崎郡(市川町、福崎町、神河町) (1市3町)
光都 "	相生市、赤穂市、赤穂郡(上郡町)、佐用郡(佐用町) (2市2町)

龍野	〃	たつの市、宍粟市、揖保郡(太子町)	(2市1町)
豊岡	〃	豊岡市、美方町(新温泉町、香美町)	(1市2町)
養父	〃	養父市、朝来市	(2市)
丹波	〃	篠山市、丹波市	(2市)
洲本	〃	洲本市、南あわじ市、淡路市	(3市)
合計		29市 12町	

(注)県民局のまちづくり課及びまちづくり建築課は、その所在する土木事務所の現地指導班に編入する。

第2節 指定水防管理団体

知事は、水防法第4条に定めるところに従い、水防上公共の安全に重大な関係のある次の市町を指定水防管理団体に指定する。

関係事務所	所 管 区 域		
神戸土木事務所	神戸市		(1市)
西宮	〃	尼崎市、西宮市、芦屋市	(3市)
宝塚	〃	西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市	(5市)
加古川	〃	明石市、加古川市、高砂市、播磨町	(3市1町)
加東	〃	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町	(5市1町)
姫路	〃	姫路市、市川町、福崎町	(1市2町)
光都	〃	相生市、赤穂市、上郡町、佐用町	(2市2町)
龍野	〃	たつの市、宍粟市	(2市)
豊岡	〃	豊岡市	(1市)
新温泉	〃	新温泉町、香美町	(2町)
養父	〃	養父市、朝来市	(2市)
丹波	〃	篠山市、丹波市	(2市)
洲本	〃	洲本市、南あわじ市	(2市)
合計		28市 8町	

第3節 水防連絡会

各土木事務所等は、管内の水防体制を強化し水防活動が円滑に行われるよう、それぞれ管内に適応した水防活動要綱を作成するとともに、次の諸団体で水防連絡会を組織する。事務局は、各土木事務所等に置き、各土木事務所長等が必要に応じて随時開催する。

水防連絡会の構成員

水防管理団体、県民局関係課、土木事務所・尼崎港管理事務所・姫路港管理事務所、農林(水産)振興事務所、但馬水産事務所、加古川流域土地改良事務所、篠山土地改良事務所、洲本土地改良事務所、神戸海洋气象台、国土交通省近畿地方整備局河川関係事務所、但馬空港管理事務所、健康福祉事務所、警察署、消防団、水防団、ダム管理事務所、閘門管理者、県企業庁、自衛隊

第3章 水 防 態 勢

第1節 水 防 態 勢

神戸海洋気象台から水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表があったとき、又は水防活動の必要があるとき、水防態勢に入るものとする。

なお、水防本部(水防本部長)は、水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表があったときは、直ちに本水防計画第4章の定めるところに従い、関係機関へ通知するものとする。

第2節 水防非常配備

水防本部長は、水防態勢に入る必要があると認められるときは、県の機関に対し、水防非常配備態勢につくよう指令するものとする。ただし、指揮監(河川整備課長)は、緊急に必要があると認めるときは、独自の判断により配備の発令及び態勢の強化を行わなければならない。この場合、直ちに水防本部長に報告するものとする。

なお、土木事務所等、各農林(水産)振興事務所、各土地改良事務所及び但馬水産事務所は、水防本部(水防本部長)の指令によるほか、気象及び水位又は潮位等により洪水その他災害のおそれがあると認められるとき、及び地震による堤防の漏水、沈下等又は津波の来襲が予想されるときは、水防非常配備態勢に移行するとともに、水防本部(水防本部長)及び管内水防管理者と密接な連絡をとらなければならない。

1 連絡員待機

配 備 時 期	態勢及び業務の内容	配備人員	水防本部長からの指令
神戸海洋気象台から水防に関する情報が発表されるおそれがあるとき、又は発表されたとき等、水防本部が必要と認めるとき。	雨量、水位又は潮位に関する情報の収集及び連絡を主に行い、水防非常配備態勢に直ちに移行できる連絡態勢でなければならない。	数 名	連絡員待機

2 水防非常配備

態勢区分	配 備 時 期	態勢の内容	配備人員	水防本部長からの指令
第1非常配備態勢	(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき【自動発令】。	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢	少 数	水防指令第1号
第2非常配備態勢	(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき【自動発令】。	水防事態が発生すればそのまま水防活動が遂行できる態勢	所属人員の半数	水防指令第2号

第3非常 配備態勢	(1) 水防事態が切迫し、または水防態勢の規模が大きくなり第2非常配備態勢では処理しかねると予想される とき。 (2) 水防警報の「出動」が発せられた とき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生した とき【自動発令】。 (4) 津波注意報、または津波警報、大 津波警報が発表されたとき【自動発 令】。	完全な水防事態	所属人員 の全員	水防指令 第3号
--------------	---	---------	-------------	-------------

注)【自動発令】と記載のあるものは、地震発生又は津波注意報等の発表をもって、水防指令が自動的に発令されたものとみなす。

第3節 水防管理団体の水防非常配備

水防管理団体の水防非常配備は、県の水防計画に準ずるものとし、水防管理者は、あらかじめその態勢を整備するとともに、年度水防計画に明記するものとする。

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準は、概ね次のとおりである。

1 出動準備

水防管理者は、次の場合には管内水防団又は消防機関に対して、出動準備を命ずるものとする。

- (1) 河川の水位又は海岸の潮位が水防団待機水位(通報水位)又は通報潮位に達し、なお上昇のおそれがあり、且つ出動の必要が予想されるとき。
- (2) 気象状況等により水災による危険が予想されるとき。
- (3) ため池の危険が予想されるとき。

2 出動

水防管理者は、次の場合には直ちに管内水防団又は消防機関にあらかじめ定められた計画に従って出動させ、警戒配備につかせるものとする。

- (1) 河川の水位若しくは海岸の潮位がはん濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
- (2) 気象状況等により水災による危険が切迫したとき。
- (3) 地震による堤防の漏水、沈下等が予想されるとき。
- (4) 津波の来襲が予想されるとき。
- (5) ため池の危険が切迫しているとき。

第4節 水防態勢の解除

水位及び潮位がはん濫注意水位(警戒水位)若しくは警戒潮位以下に減じて水害若しくは高潮の危険がなくなったとき、地震による堤防等の被害による災害の発生のおそれなくなったとき、又は津波のおそれがなくなったときは、水防態勢を解除する。

- 1 水防本部(水防本部長)は、水防態勢の解除を命じた場合は、関係機関に周知させるものとする。

- 2 水防管理者は、水防態勢の解除を命じた場合は、これを一般に周知させるとともに、土木事務所等、各土地改良事務所、各農林(水産)振興事務所、但馬水産事務所及び水防本部に対してその旨を報告するものとする。

第4章 気象状況の通知

第1節 気象注意報、気象警報

- 1 神戸海洋気象台から水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類及び発表基準

(P62～65 参照)

- 2 津波注意報、警報の種類及び発表基準

発表基準・解説・発表される津波の高さ等

(津波警報・注意報)

気象庁が、津波による災害の発生が予想される場合には、地震発生後、約3分で大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

(平成25年4月1日時点)

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	発表官署
			数値での発表	定性的表現での発表		
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m < 高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	気象庁本庁又は大阪管区気象台
		5m < 高さ 10m	10m			
		3m < 高さ 5m	5m			
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m < 高さ 3m	3m	高い		
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m 高さ 1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	

注1) 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

注2) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

3 津波情報

大津波警報・津波警報・注意報を公表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

津波情報の種類と発表内容 (平成25年4月1日時点)

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、前項(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(津波観測に関する情報)

大津波警報・津波警報の発表後、沖合や沿岸の観測点で観測した津波の高さや到達時刻を発表する。なお、大津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが1m以下のとき、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが20cm未満のときは、津波の高さを「観測中」と発表する。

4 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

(平成25年4月1日時点)

発表基準	内容	発表官署
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表	気象庁本庁 又は大阪管 区气象台
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	

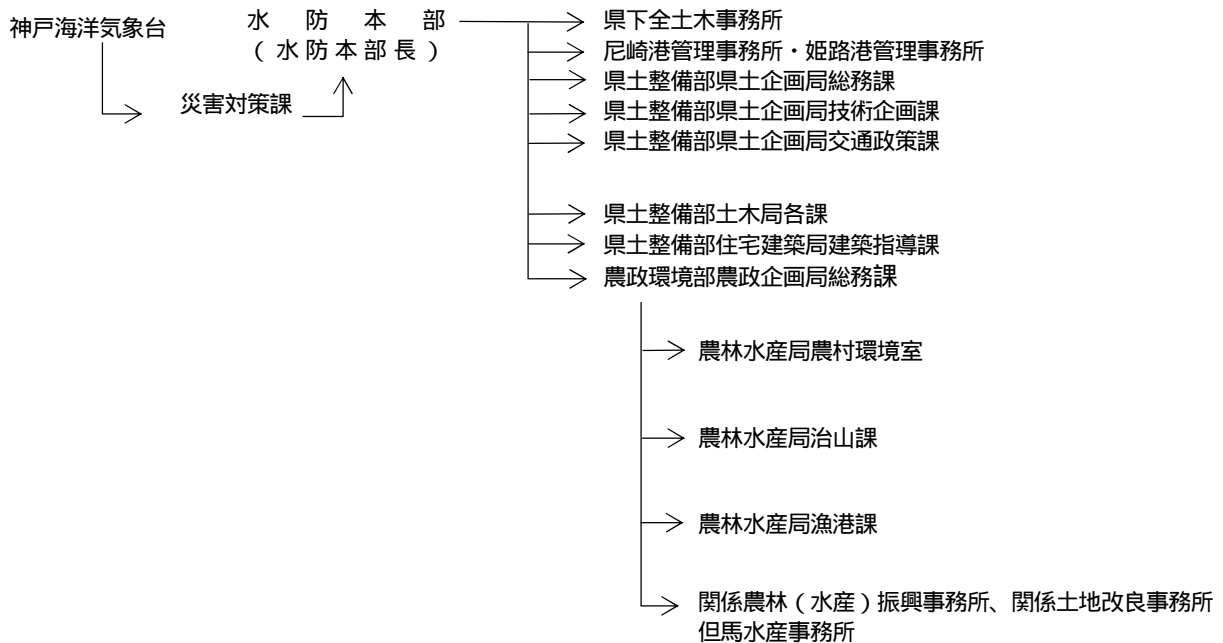
5 津波予報区域一覧

(平成 25 年 4 月 1 日時点)

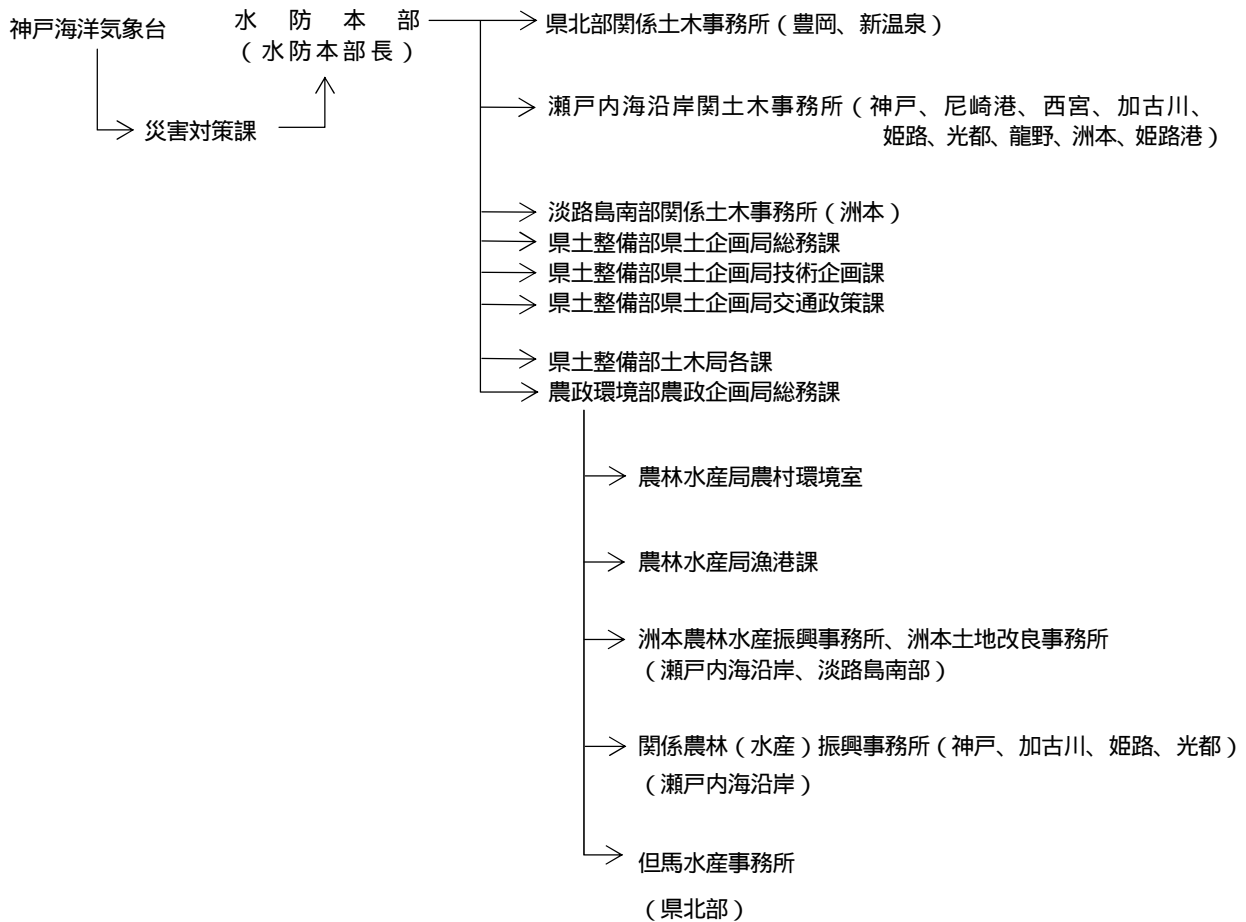
津波予報区	区域の表現
兵庫県北部	兵庫県の日本海沿岸
兵庫県瀬戸内海沿岸	洲本市の大阪湾沿岸及び紀伊水道沿岸並びに南あわじ市を除く兵庫県の瀬戸内海沿岸
淡路島南部	洲本市の大阪湾沿岸及び紀伊水道沿岸並びに南あわじ市沿岸

第 2 節 気象状況の通知

1 神戸海洋気象台の注意報・警報の通知(津波を除く)



2 津波注意報・警報の通知



第3節 国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報

1 洪水予報の対象区域

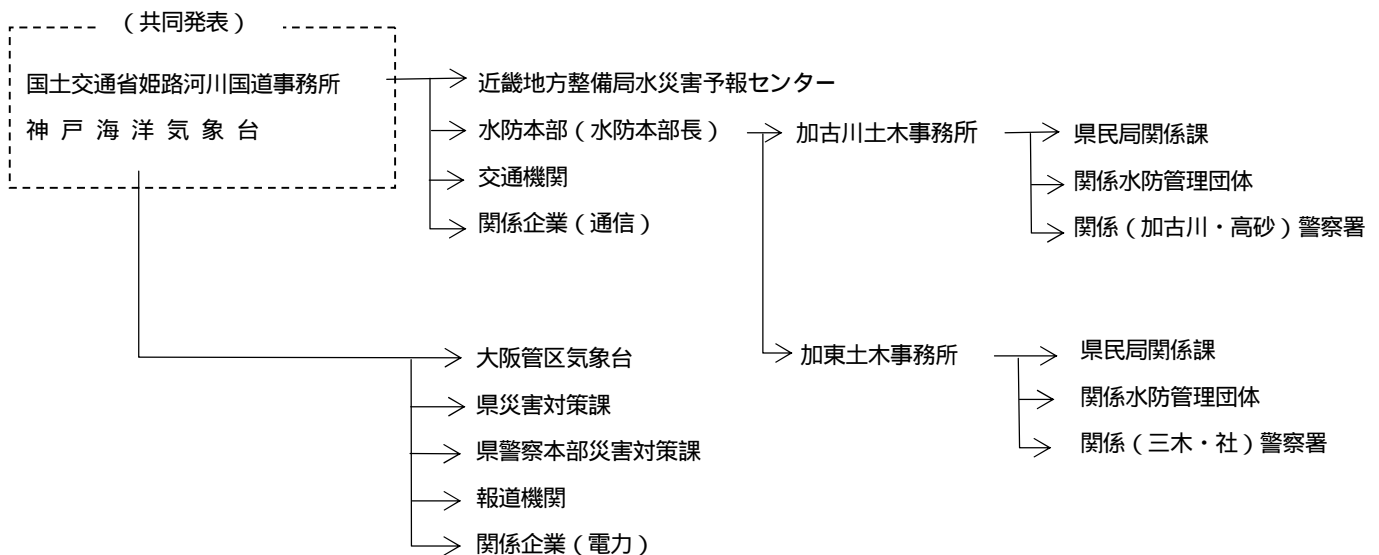
河川名	区 域	発 表 者
猪 名 川	左岸 大阪府池田市古江町 69 番地先から神崎川への合流点まで	猪名川河川事務所 大阪管区気象台
	右岸 川西市滝山字上ノ宮 9 番地先から神崎川への合流点まで	
藻 川	猪名川分派点から猪名川合流点まで	姫路河川国道事務所 神戸海洋気象台
加 古 川	左岸 加東市多井田字大上 48 番地先から海まで	
	右岸 加東市上滝野字塩谷 1 番の 1 地先から海まで	
揖 保 川	左岸 宍粟市一宮町安積字ドウドウ 873 番地先から海まで	
	右岸 宍粟市一宮町安積字岩谷山 1409 番の 2 地先から海まで	
中 川	揖保川からの分派点から海まで	
元 川	中川からの分派点から中川との合流点まで	豊岡河川国道事務所 神戸海洋気象台
円 山 川	左岸 豊岡市日高町浅倉字茶園 1024 番の 1 地先から海まで	
	右岸 豊岡市日高町赤崎字開キ 1046 番地先から海まで	
出 石 川	左岸 豊岡市出石町鍛冶屋字五反田 377 番の 1 地先から円山川合流点まで	
	右岸 豊岡市出石町小人字山椒畑 182 番地先から円山川合流点まで	

2 洪水予報の対象とする基準地点

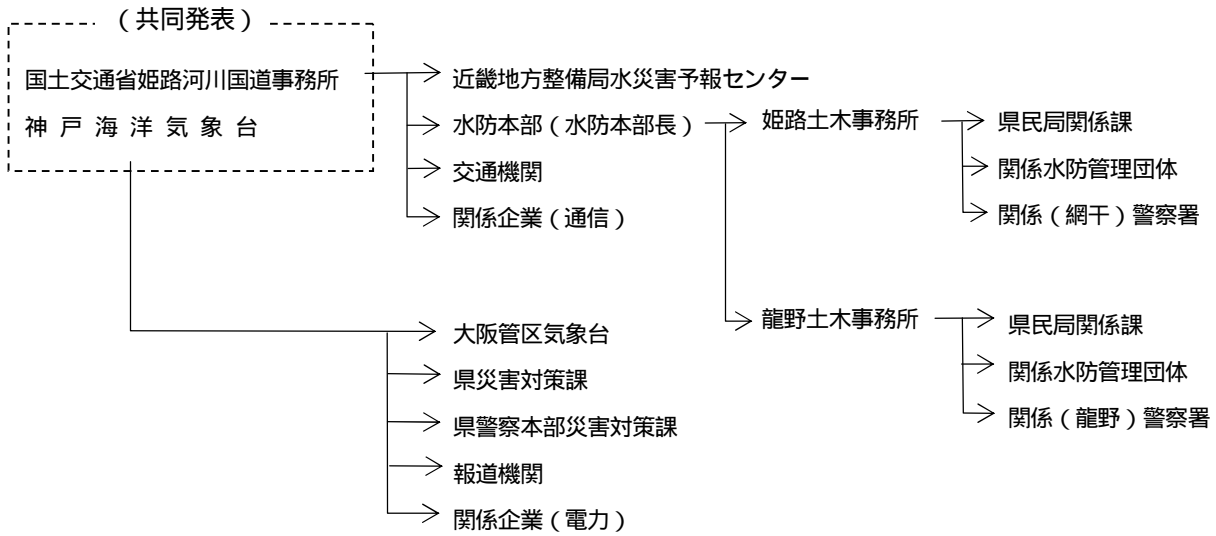
河川名	洪水予報の対象とする基準地点							
	観測所名	所在地	水位					河口からの距離
			水防団待機水位 (指定水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	はん濫危険水位 (危険水位)	計画高水位	
猪名川 (藻川を含む)	小戸	大阪府池田市西本町	1.00m	2.50m	3.40m	4.00m	5.15m	19.4 km
加古川上流	板波	西脇市高松町中川原	2.00m	3.50m	4.40m	5.00m	6.10m	37.5 km
加古川下流	国包	加古川市上荘町国包	1.50m	2.50m	4.30m	4.70m	6.76m	14.2 km
揖保川上流	山崎第二	宍粟市山崎町船元	2.30m	3.60m	4.00m	4.30m	5.23m	29.5 km
揖保川下流 (中川・元川を含む)	龍野	たつの市龍野町水神	2.00m	3.00m	3.50m	3.70m	4.87m	12.9 km
円山川	立野	豊岡市立野	2.50m	4.50m	6.10m	7.10m	8.16m	13.0 km
出石川	弘原	豊岡市出石町弘原	0.60m	2.40m	3.40m	4.30m	5.27m	24.2 km

3 洪水予報の通知

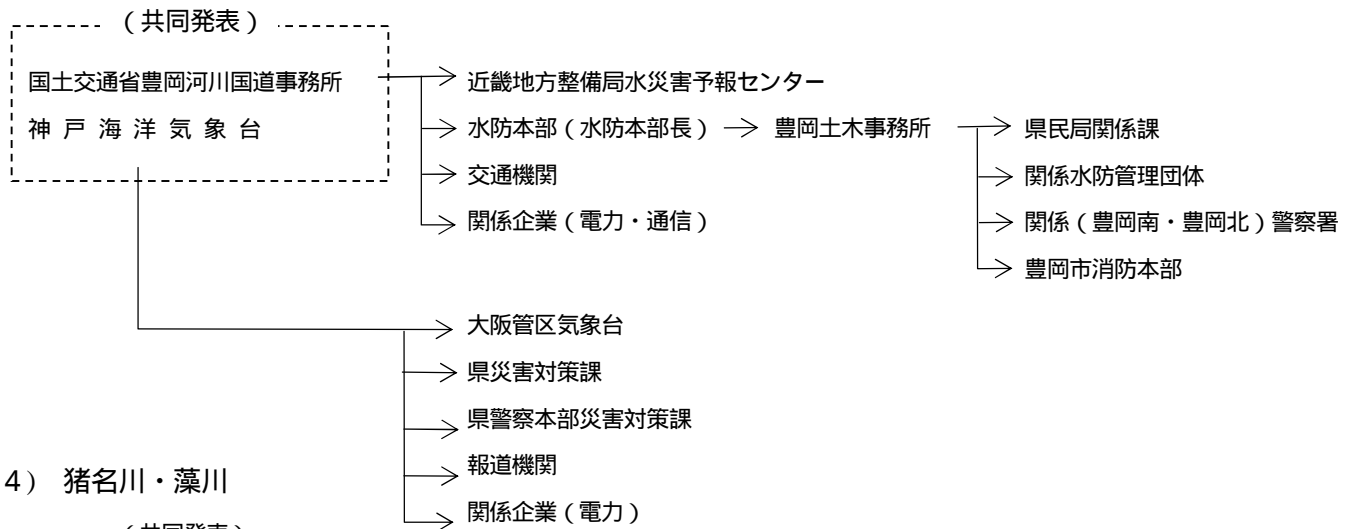
(1) 加古川



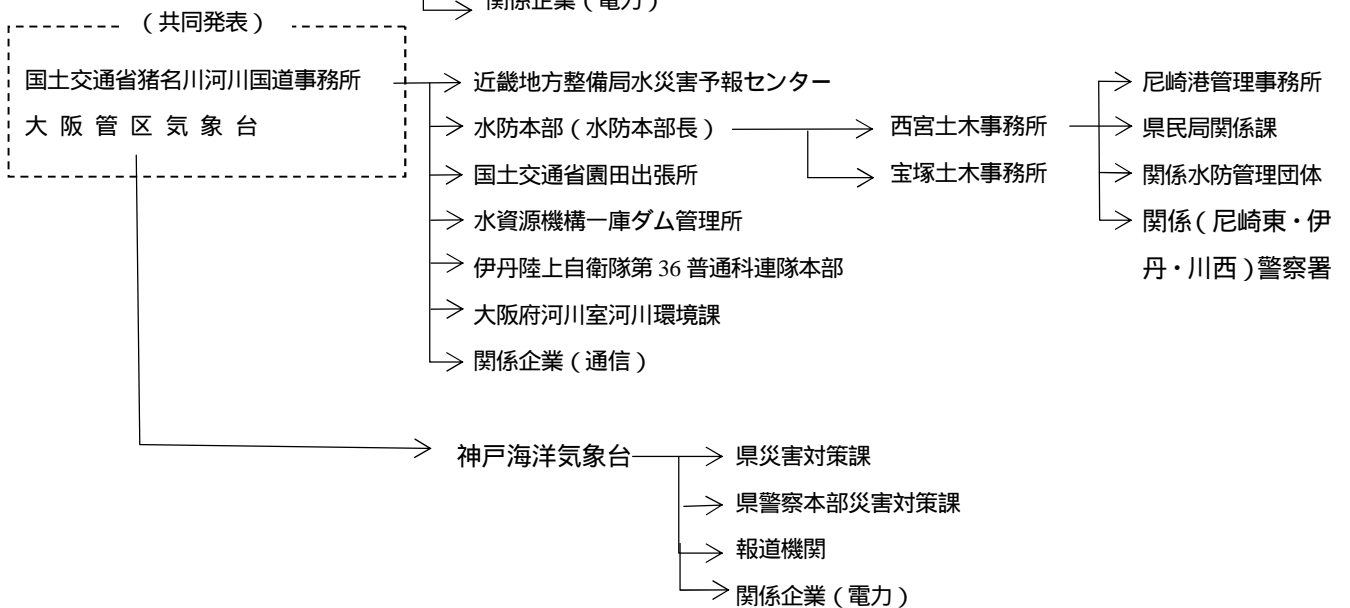
(2) 揖保川・中川・元川



(3) 円山川・出石川



(4) 猪名川・藻川



第4節 都道府県知事と気象庁長官が共同で行う洪水予報

1 洪水予報の対象区域

河川名	区 域	発 表 者
市 川	左岸 姫路市砥堀字林ノ谷1400番の22地先から海まで 右岸 姫路市砥堀字荒砂839番地先から海まで	中播磨県民局 神戸海洋気象台
武 庫 川	左岸 尼崎市西昆陽4丁目1番1地先から海に至るまで 右岸 西宮市一里山町3番12地先から海に至るまで	阪神南県民局 神戸海洋気象台
千 種 川	左岸 赤穂郡上郡町上郡210番地先から海まで 右岸 赤穂郡上郡町大持285番地先から海まで	西播磨県民局 神戸海洋気象台

2 洪水予報の対象とする基準地点

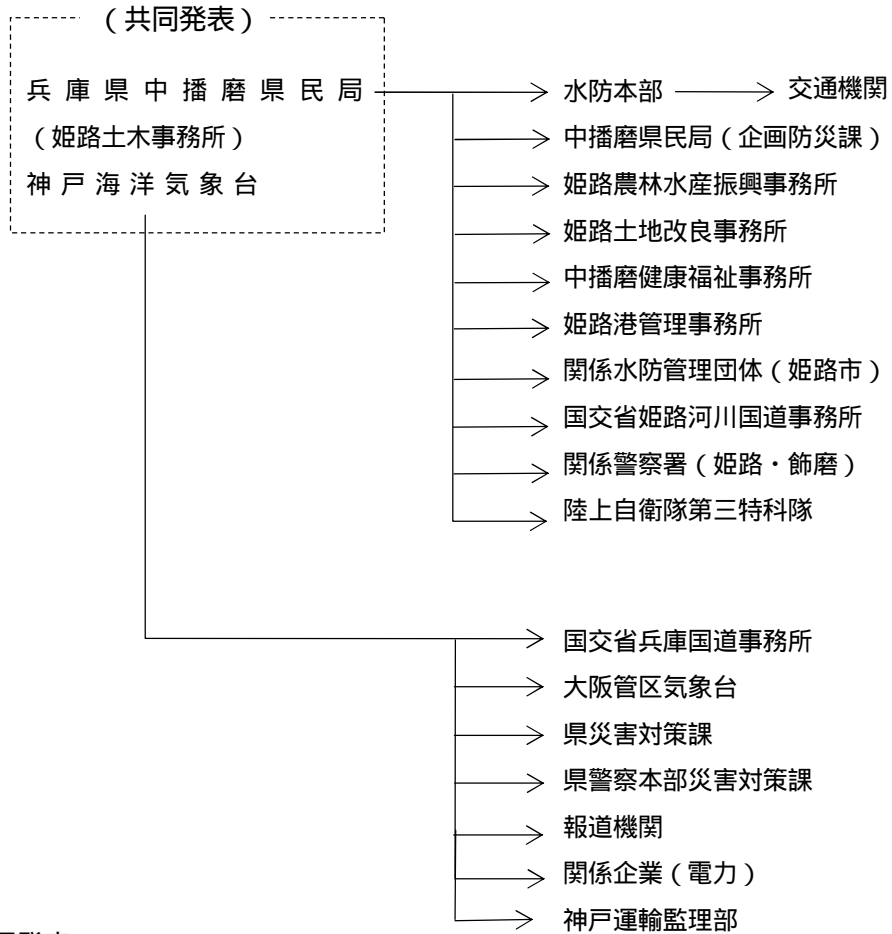
河川名	洪水予報の対象とする基準地点							河口 からの 距離
	観 測 所 名	所 在 地	水 位				計 画 高 水 位	
			水 防 団 待 機 水 位 (通報水位)	は ん 濫 注 意 水 位 (警戒水位)	避 難 判 断 水 位 (特別警戒水位)	は ん 濫 危 険 水 位 (危険水位)		
市 川	砥 堀	姫路市砥堀	3.30m	4.30m	5.00m	5.40m	5.79m	13.5km
武 庫 川	甲武橋	尼 崎 市 武 庫 豊 町	2.20m	3.20m	3.80m	4.50m	5.62m	8.05 km
千 種 川	上 郡	上郡町上郡	2.70m	3.40m	3.80m	4.70m	5.70m	13.5km

3 洪水予報の種類と発表基準

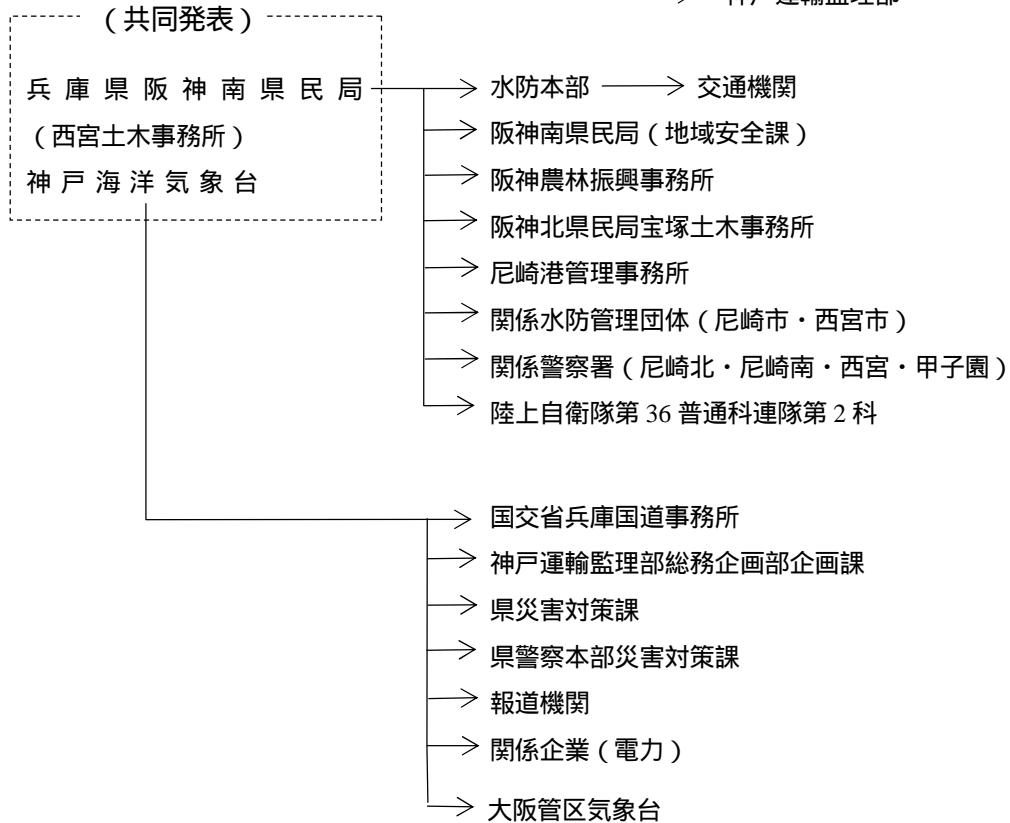
種 類	発 表 基 準
は ん 濫 注 意 情 報 (洪 水 注 意 報)	基準地点の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき
は ん 濫 警 戒 情 報 (洪 水 警 報)	基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき
は ん 濫 危 険 情 報 (洪 水 警 報)	基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき
は ん 濫 発 生 情 報 (洪 水 警 報)	洪水予報区間内ではん濫が発生したとき

4 洪水予報の通知

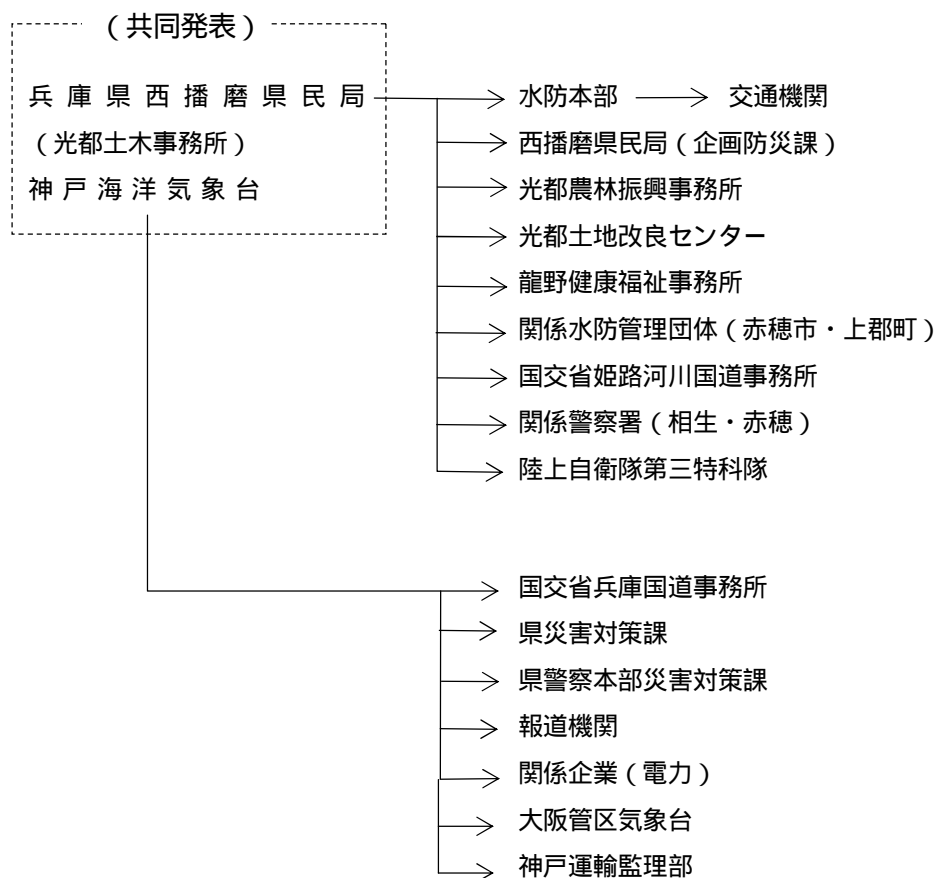
(1) 市川



(2) 武庫川



(3) 千種川



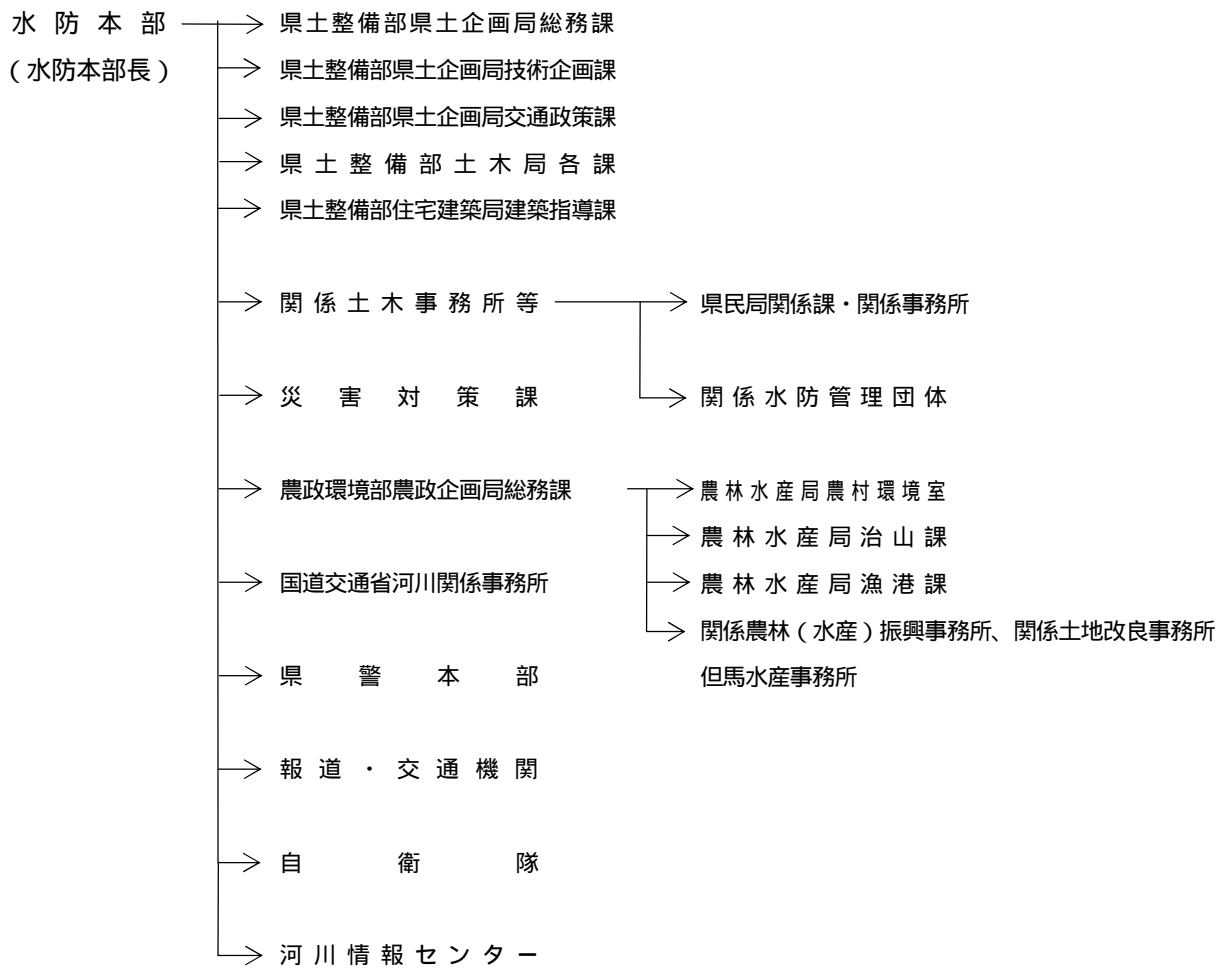
第5章 水防指令及び水防警報

第1節 水防指令

1 水防指令の種類

種 類	内 容
第 1 号	第1非常配備につくべき指令
第 2 号	第2非常配備につくべき指令
第 3 号	第3非常配備につくべき指令
解 除	水防非常配備を解除する指令

2 水防指令の通知



第 2 節 国土交通大臣の発する水防警報

1 水防警報の対象区域

河 川 名	区 域
猪 名 川	左岸 池田市古江町 69 番地先から神崎川合流点まで 右岸 川西市滝山字上ノ宮 9 番地先から神崎川合流点まで
藻 川	猪名川分派点から猪名川合流点まで
加 古 川	左岸 加東市多井田字大上 48 番地先から海まで 右岸 加東市上滝野字塩谷 1 番の 1 地先から海まで
東 条 川	左岸 小野市久保木町字下川田 1211 番 3 地先から加古川合流点まで 右岸 小野市古川町字川ノ上 785 番 3 地先から加古川合流点まで
万 願 寺 川	左岸 小野市西脇町字古新田林 100 番地先から加古川合流点まで 右岸 小野市西脇町字池の尻 792 番地先から加古川合流点まで
揖 保 川	左岸 宍粟市一宮町安積字ドウドウ 873 番地先から海まで 右岸 宍粟市一宮町安積字岩谷山 1409 番 2 地先から海まで
中 川	揖保川分派点から海まで
元 川	中川分派点から中川合流点まで
林 田 川	たつの市龍野町片山字川向 492 番地先の県道中井橋から揖保川合流点まで
栗 栖 川	たつの市新宮町平野字前ヶ原 562 番地先の県道平野橋から揖保川合流点まで
円 山 川	左岸 豊岡市日高町浅倉字茶園 1024 番の 1 地先から海まで 右岸 豊岡市日高町赤崎字開キ 1046 番地先から海まで
奈 佐 川	左岸 豊岡市庄字堂ヶ瀬 7 番の 1 地先から円山川合流点まで 右岸 豊岡市宮井字カイナ谷 1294 番地先から円山川合流点まで
出 石 川	左岸 豊岡市出石町鍛冶屋字五反田 377 番の 1 地先から円山川合流点まで 右岸 豊岡市出石町小人字山椒畑 182 番地先から円山川合流点まで

2 水防警報の対象とする量水標

河川名	水 防 警 報 の 対 象 と す る 量 水 標						
	量水標	所在地	零点高	水 位			河口からの距離
				水防団待機水位 (指定水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	計画高水位	
猪名川 藻 川	小 戸	池田市西本町	21.305m	1.00m	2.50m	5.15m	19.4km
加古川 東条川	国 包	加古川市上荘町国包	11.762m	1.50m	2.50m	6.76m	14.2km
万願寺川	万願寺	小野市西脇町神子ヶ淵	23.000m	2.90m	3.40m	6.38m	合流 1.4km

揖保川 中川 元川	龍野	たつの市龍野町水神	22.000m	2.00m	3.00m	4.87m	12.9km
栗栖川	東栗栖	たつの市新宮町芝田	47.401m	1.00m	1.50m	2.91m	合流 5.5km
林田川	誉	たつの市誉田町誉	17.770m	1.00m	1.40m	4.00m	合流 5.4km
円山川	立野	豊岡市立野	0.000m	2.50m	4.50m	8.16m	13.0km
奈佐川	宮井	豊岡市宮井	2.500m	2.10m	3.20m	5.09m	12.6km
出石川	弘原	豊岡市出石町弘原	6.500m	0.60m	2.40m	5.27m	24.2km

3 水防警報の種類

種類	内容
第1段階 (待機)	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。
第2段階 (準備)	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防要員召集の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。
第3段階 (出動)	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量または水位に基づいて発令する。
第4段階 (解除)	水防活動の終了の通知を行う。
適宜水位	水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況を通知する。

(津波時) 姫路河川国道事務所のみ

種類	内容
第3段階 (出動)	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
第4段階 (解除)	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。

4 水防警報の発令基準

河川名	量水標	第1段階(待機)	第2段階(準備)	第3段階(出動)	第4段階(解除)
猪名川 藻川	小戸	水防団待機水位(指定水位)に達する時	はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する30分前	水防活動の必要がなくなった時
加古川 東条川	国包	はん濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する2時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	水防活動の必要がなくなった時
万願寺川	万願寺	水防団待機水位(指定水位)に達した時	水防団待機水位(指定水位)に達した時	はん濫注意水位(警戒水位)に達した時	水防活動の必要がなくなった時
揖保川 中川・元川	龍野	はん濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する2時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	水防活動の必要がなくなった時

栗 栖 川	東 栗 栖	水防団待機水位(指定水位)に達した時	水防団待機水位(指定水位)に達した時	はん濫注意水位(警戒水位)に達した時	水防活動の必要がなくなった時
林 田 川	誉	水防団待機水位(指定水位)に達した時	水防団待機水位(指定水位)に達した時	はん濫注意水位(警戒水位)に達した時	水防活動の必要がなくなった時
円 山 川	立 野	水防団待機水位(指定水位)に達した時又ははん濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する2時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	水位がはん濫注意水位(警戒水位)を下回り水防活動の終わる時
奈 佐 川	宮 井				
出 石 川	弘 原				

注1) 待機及び準備の2段階は省略することができる。

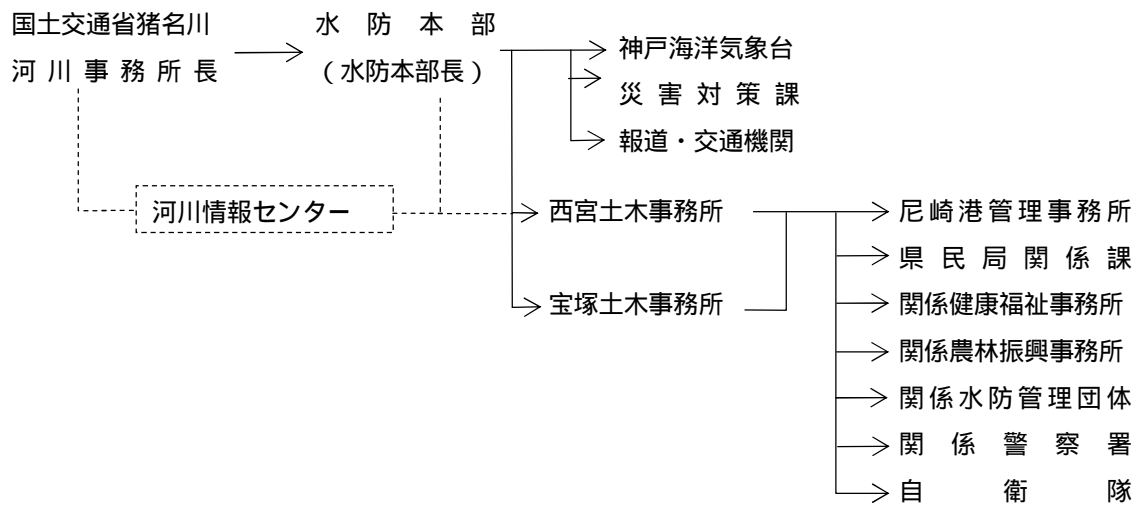
注2) 水防警報を公表できない場合は、理由を付して関係者に通知する。

(津波時) 姫路河川国道事務所のみ

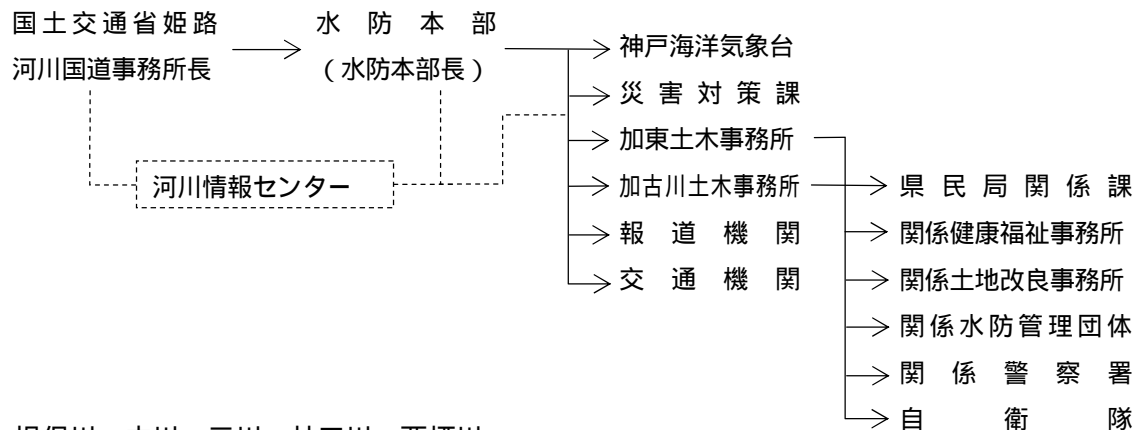
河 川 名	観測所名	第1段階(出動)	第2段階(解除)
加 古 川	国 包	津波注意報・警報が発表された等、必要と認めるとき	津波注意報・警報が解除され、水防活動の必要がなくなったとき、巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
揖 保 川	龍 野	津波注意報・警報が発表された等、必要と認めるとき	津波注意報・警報が解除され、水防活動の必要がなくなったとき、巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
中 川			
元 川			

5 水防警報の通知(.....は補助系統)

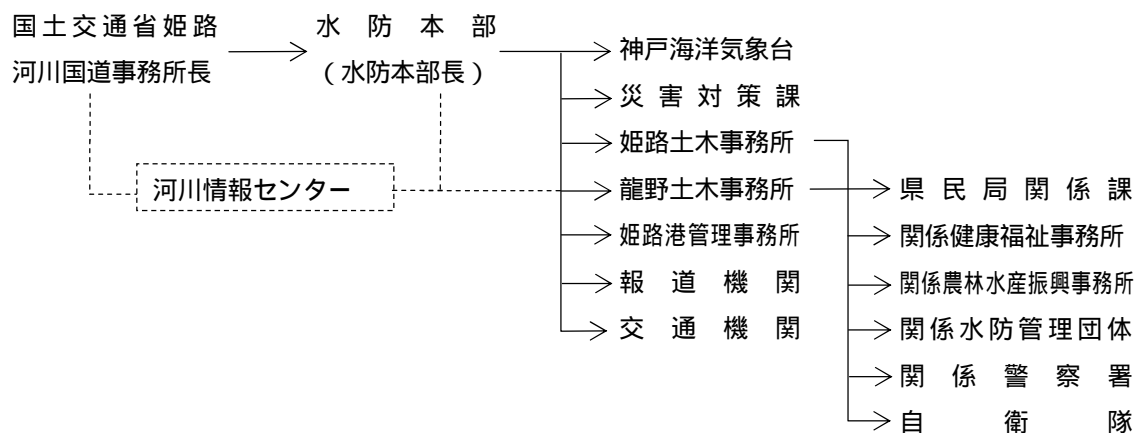
(1) 猪名川・藻川



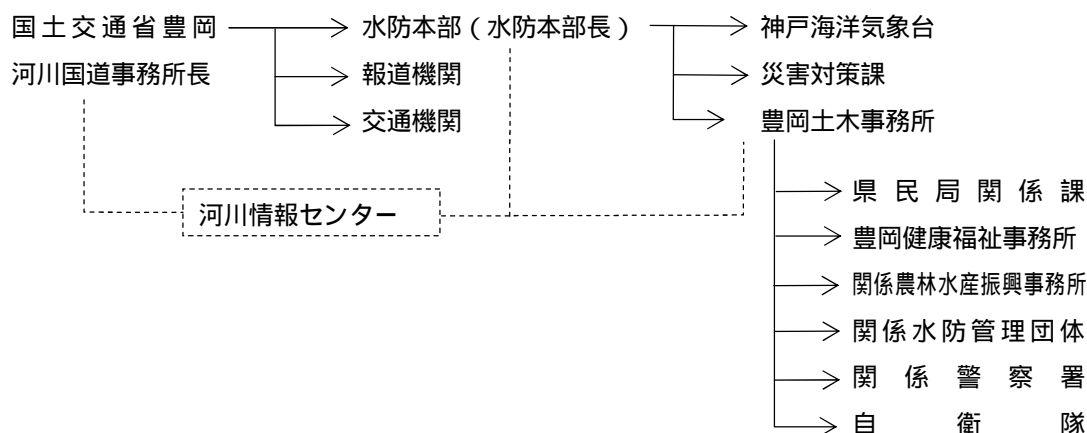
(2) 加古川・東条川・万願寺川



(3) 揖保川・中川・元川・林田川・栗栖川



(4) 円山川、奈佐川、出石川



第3節 知事の発する水防警報

1 水防警報河川

- (1) 洪水・高潮にかかる水防警報の対象河川は下記のとおりとする。但し、国土交通省が管理する河川の区域を除く。(対象区域及び量水標は参考資料のとおり)

ア 一級河川(31 河川)

竹田川、左門殿川、猪名川、円山川、奈佐川、出石川、稲葉川、八木川、大屋川、建屋川、加古川、美嚢川、志染川、淡河川、万勝寺川、万願寺川、下里川、東条川、千鳥川、野間川、杉原川、篠山川、宮田川、柏原川、高谷川、葛野川、揖保川、林田川、栗栖川、菅野川、引原川
左門殿川は高潮による水防警報

イ 二級河川(40 河川)

武庫川、有馬川、夙川、芦屋川、高橋川、住吉川、石屋川、都賀川、新湊川、妙法寺川、福田川、山田川、明石川、伊川、谷八木川、赤根川、瀬戸川、喜瀬川、法華山谷川、天川、市川、越知川、夢前川、菅生川、大津茂川、千種川、佐用川、志文川、竹野川、佐津川、矢田川、湯舟川、岸田川、久斗川、大栃川、宝珠川、洲本川、三原川、都志川、郡家川

- (2) 津波にかかる水防警報の対象河川は下記のとおりとする。但し、国土交通省が管理する河川の区域を除く。

兵庫県津波被害警戒区域図(暫定)の津波被害警戒区域内にある全河川
(但し、一級及び二級河川に限る。)

2 水防警報海岸

水防警報の対象海岸は下記のとおりとする。但し、国土交通省が管理する海岸の区域を除く。

- (1) 大阪湾沿岸 神戸市、芦屋市、西宮市及び尼崎市の海岸
- (2) 播磨沿岸 明石市、播磨町、加古川市、高砂市、姫路市、たつの市、相生市及び赤穂市の海岸
- (3) 淡路島沿岸 洲本市、南あわじ市及び淡路市の海岸
- (4) 日本海沿岸 豊岡市、香美町及び新温泉町の海岸

3 水防警報の種類

種 類	内 容
第1号 待機	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの。
第2号 準備	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの。
第3号 出動	水防活動に出動させるもの。
第4号 解除	水防活動を終了させるもの。

4 水防警報の発令

(1) 洪水・高潮発生時

知事が水防警報を発する河川又は海岸について、県民局長は、水防本部長からの情報及び指令並びに現地の雨量、河川水位及び潮位状況を判断し、管内水防管理団体、その他水防に関係のある機関と特に密接な連絡を保ち、基準量水標の水位及び検潮器の潮位が、下表に基づき県民局長が定める基準に達した場合は、速かに水防警報を発する。

また、地震による堤防の漏水、沈下等により被害が予想される場合も速やかに水防警報を発する。

なお、土木事務所長等は、その状況を所管区域内の水防管理者に急報するとともに上下流の関係機関及び交通機関に通知するものとする。

	標準的な発令基準
1号 (待機)	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が水防団待機水位(通報水位)、又は通報潮位をcm(各県民局において河川、海岸毎の特性を考慮して設定)上回り、さらに水位又は潮位が上昇するおそれがあるとき
2号 (準備)	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が m(各県民局において、水防団待機水位(通報水位)又は通報潮位とはん濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位の概ね中間～2/3で設定)に達し、はん濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位に達するおそれがあるとき 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき
3号 (出動)	水位又は潮位観測所の水位又は潮位がはん濫注意水位(警戒水位)、又は警戒潮位に達し、さらに水位又は潮位が上昇するおそれがあるとき 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなったとき
4号 (解除)	水位又は潮位観測所の水位がはん濫注意水位(警戒水位)(又は当該水位 - cm)、又は警戒潮位を下回り、今後水位又は潮位の上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき

注1)待機及び準備の2段階は省略することができる。

注2)水防警報を発表できない場合は、理由を付して関係者に通知する。

(2) 津波発生時

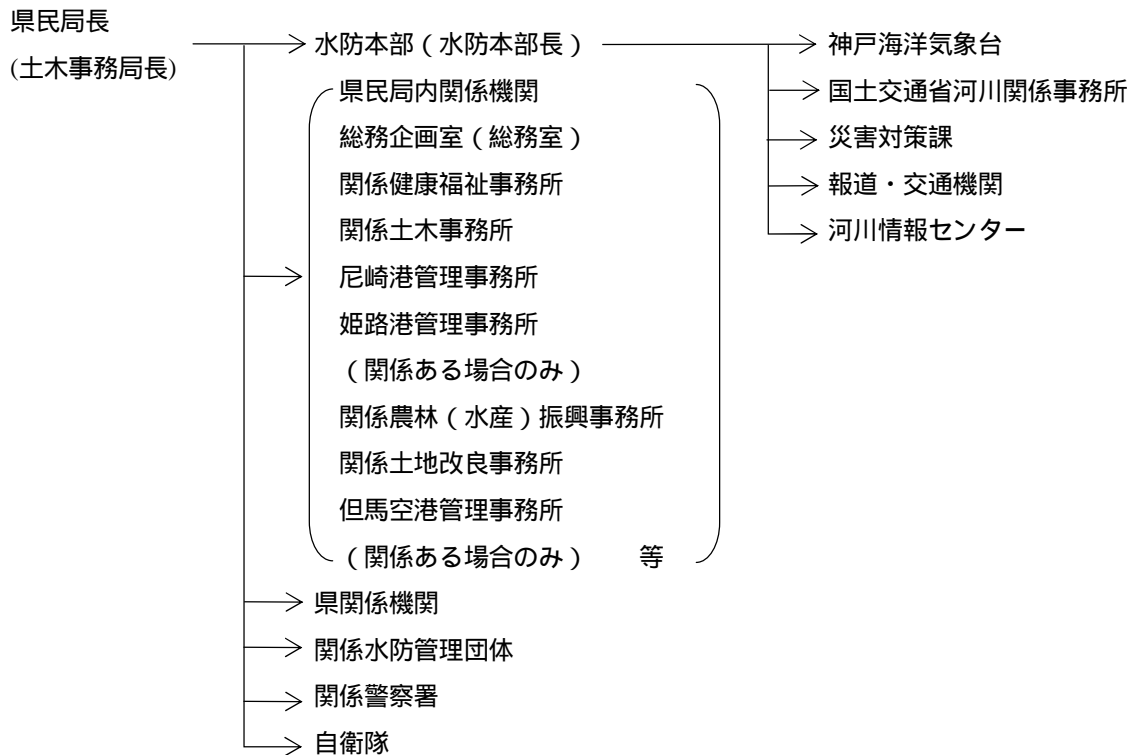
津波による水防活動は緊急性を要することが想定される。

原因となる地震発生時から津波の来襲までに施設巡視・閉鎖を実施して災害の発生を未然に防止するため、速やかな出動が必要であることから、待機及び準備の2段階は省略するものとする。

津波にかかる注意報・警報の発表があった時は、県民局長は速かに水防警報を発する。

	標準的な発令基準
3号 (出勤)	津波注意報・警報が発表されたとき。(自動発令)
4号 (解除)	津波注意報・警報が解除され、水防活動の必要がなくなったとき。

5 水防警報の通知



第4節 水位周知河川における水位情報の周知・公表

1 国土交通大臣が行う水位情報の通知及び周知

(1) 対象河川及び避難判断水位(特別警戒水位)

河川名	量水標	避難判断水位 (特別警戒水位)	国土交通省担当事務所
東条川	吉井(県)	2.7m	姫路河川国道事務所
万願寺川	万願寺	4.0m	
林田川	誉	1.9m	
栗栖川	東栗栖	2.0m	
引原川	三軒家(県)	3.2m	
奈佐川	宮井	4.1m	豊岡河川国道事務所

県の基準量水標を準用

(2) 水位情報の通知及び周知

- ア 国土交通省関係事務所長は、水位周知河川の水位が避難判断水位(特別警戒水位)に達したときは、その旨を兵庫県水防本部長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。
- イ 兵庫県水防本部長は、国土交通省関係事務所長からアの通知を受けたときは、関係水防管理団体に通知する。(通知方法は、国土交通大臣の発する水防警報と同じ)。

2 知事が行う水位情報の通知及び周知

(1) 対象河川(避難判断水位(特別警戒水位)は参考資料のとおり)

ア 一級河川(30 河川)

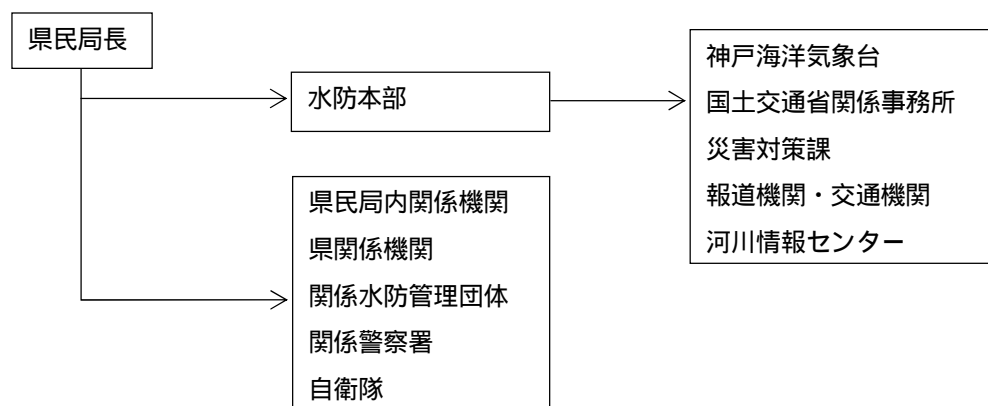
竹田川、猪名川、円山川、奈佐川、出石川、稲葉川、八木川、大屋川、建屋川、加古川、美嚢川、志染川、淡河川、万勝寺川、万願寺川、下里川、東条川、千鳥川、野間川、杉原川、篠山川、宮田川、柏原川、高谷川、葛野川、揖保川、林田川、栗栖川、菅野川、引原川

イ 二級河川(40 河川)

武庫川、有馬川、夙川、芦屋川、高橋川、住吉川、石屋川、都賀川、新湊川、妙法寺川、福田川、山田川、明石川、伊川、谷八木川、赤根川、瀬戸川、喜瀬川、法華山谷川、天川、市川、越知川、夢前川、菅生川、大津茂川、千種川、佐用川、志文川、竹野川、佐津川、矢田川、湯舟川、岸田川、久斗川、大栃川、宝珠川、洲本川、三原川、都志川、郡家川

(2) 水位情報の通知及び周知

- ア 県民局長は、水位周知河川の水位が避難判断水位(特別警戒水位)に達したときは、その旨を関係水防管理団体・関係機関・水防本部長等に通知する。
- イ 水防本部長は、県民局長から前項の通知を受けたときは、その旨を報道機関・交通機関等に通知する。



第6章 雨量、水位及び潮位の報告

第1節 雨量報告

土木事務所等は、進んで水防本部と連絡を取るとともに、管内雨量観測所から正確な資料を迅速に入手し、水防本部に報告するものとする。

水防本部は、「兵庫県と神戸海洋気象台間の防災情報の交換に関する協定」に基づき、雨量に係る情報を神戸海洋気象台に提供するものとする。

1 雨量の報告

(1) 事務所 水防本部

水防本部が指示したときは、1時間ごとに報告する。

2 報告の中止

- (1) 雨がやみ、報告の必要がなくなったとき。
- (2) 水防態勢を解いたとき。
- (3) 水防本部から指示したとき。
- (4) その他通報の必要を認めなくなったとき。

第2節 水位及び潮位の報告

水防管理者又は量水標若しくは検潮器の管理者は、量水標の水位又は検潮器の潮位が水防団待機水位(通報水位)若しくは通報潮位、又ははん濫注意水位(警戒水位)若しくは警戒潮位に達したとき、河川及び海岸に関しては土木事務所等へ、ため池は各農林(水産)振興事務所、各土地改良事務所への報告を行うものとする。

土木事務所等又は各農林(水産)振興事務所及び各土地改良事務所は、報告を受けると直ちに水防本部(水防本部長)に通知し、その後の水位の変動並びに高潮及び波浪を監視して的確な情報の把握に努めるとともに、進んで水防本部と緊密な連絡を保たなければならない。

また、県の観測結果及び国土交通省の観測結果について、通報の依頼があった場合には相互に資料の交換を行うものとする。

水防本部は、「兵庫県と神戸海洋気象台間の防災情報の交換に関する協定」に基づき、水位に係る情報を神戸海洋気象台に提供するものとする。

1 水位及び潮位の報告

(1) 事務所 水防本部

ア 次の場合に報告する。

- ・ 水防団待機水位(通報水位)若しくは通報潮位に達したとき。

イ 水防本部が指示したときは、次の場合に報告する。

- ・ はん濫注意水位(警戒水位)若しくは警戒潮位に達したとき。
- ・ 避難判断水位(特別警戒水位)に達したとき
- ・ 通常の満潮位を越える高潮又は波浪が予想されるとき。

2 報告の中止

- (1) 水防団待機水位(通報水位)又は通報潮位を下回ったとき。
- (2) はん濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位を下り、今後の水位又は潮位の上昇が認められなくなったときには、その旨を連絡し報告を中止する。
- (3) 水防態勢を解いたとき。
- (4) 水防本部から指示したとき。

第3節 雨量、水位及び潮位の報告系統

土木事務所等 水防本部(水防本部長)

第4節 水防管理者への状況通知

土木事務所等又は各農林(水産)振興事務所及び各土地改良事務所は、気象、水位、雨量、風速等によつて洪水又は、高潮等のおそれがあるときは、その状況を所管区域内の水防管理者に急報するとともに、あらかじめ定めておいた担当員を現場に派遣し水防の指導に当らせる。

第5節 水位の公表

量水標の水位の状況は、以下の方法で公表を行う。

- 1 公表を行う量水標の名称・設置場所・はん濫注意水位(警戒水位)
附表第2表のとおり
- 2 公表手段
フェニックス防災システム・川の防災情報
- 3 公表を行う時間間隔
降雨時 10分・平時 1時間

第7章 水防活動

第1節 巡視・点検

1 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長(以下この章において「水防管理者等」という)は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者(以下「河川等の管理者」という。)に連絡して必要な措置を求めるものとする。上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

2 非常時

(1) 洪水・高潮

水防管理者等は、洪水・高潮にかかる水防警報等が発令されたときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、所轄土木事務所長等及び河川等の管理者に報告し、所轄土木事務所長等は水防本部長に報告するものとする。

ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位(潮位)の上昇

イ 堤防の上端の亀裂または沈下

ウ 海側又は、川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ

エ 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ

オ 排水門・取水門・閘門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合
カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(2) 津波

水防管理者等は、津波にかかる水防警報等が発令されたときは、時間等の余裕がある範囲において河川、海岸等の警戒をさらに厳重にし、異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、所轄土木事務所長等及び河川等の管理者に報告し、所轄土木事務所長等は水防本部長に報告するものとする。

第2節 水防作業

1 洪水・高潮

水防管理者等は、水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、次の活動を行う。なお、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐ作業を行うにあたっては、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

また、水防管理者等は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

- (1) 必要と認められる区域内の住民などに直ちに警戒区域から避難し、急いで安全な場所に避難するよう勧告又は命令する。
- (2) 管轄区域内の監視、警戒を行うとともに、必要に応じ、堤防上に土のうを積むなど、被害を未然に防止軽減する作業や、水門等の施設管理者への連絡、通報を行う。
- (3) 水防に必要な資器材の点検整備を行う。
- (4) 水門又は閘門等の遅滞のない操作及び施設管理者に対する操作の支援を行う。
- (5) 他の水防管理団体への協力及び応援を行う。

2 津波

津波注意報・警報が、発表された場合は、水防管理者等は次の活動を行う。

但し、当該水防管理者が、水防団員等の安全の確保ができないと判断した場合はこの限りではない。

また、水防団員等は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮し、危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

- (1) 必要と認められる区域内の住民などに直ちに警戒区域から避難し、急いで安全な場所に避難するよう勧告又は命令する。
- (2) 管轄区域内の監視、警戒を行うとともに、必要に応じ、堤防上に土のうを積むなど、被害を未然に防止軽減する作業や、水門等の施設管理者への連絡、通報を行う。
- (3) 水防に必要な資器材の点検整備を行う。
- (4) 水門又は閘門等の遅滞のない操作及び施設管理者に対する操作の支援を行う。
- (5) 他の水防管理団体への協力及び応援を行う。

第3節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第4節 避難のための立退き

1 計画

水防管理者は、所轄警察署長及び関係機関と協議し、あらかじめ立退計画を作成し、水防計画に明記するとともに、訓練等を実施し地域住民の安全確保に努めるものとする。

なお、立退計画には次の事項を具備するものとする。

- (1) 避難場所及びその責任者並びに収容人員
- (2) 避難経路及び誘導方法
- (3) 連絡系統及び連絡施設
- (4) 避難場所及び経路の標識並びに照明設備
- (5) 給水及び給食休養施設

2 準備及び指示等

(1) 避難準備

河川及びため池又は海岸では、はん濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位に達し、洪水又は高潮等による被害のおそれがある場合、土木事務所長等及び各農林(水産)振興事務所及び各土地改良事務所又は水防管理者は、必要な地域に対し広報車、テレビ、ラジオ等によって避難の準備を指示するものとする

(2) 避難のための立退きの指示

洪水又は高潮等の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、土木事務所長等又は水防管理者は、法第29条の規定に基づき、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

なお、水防管理者が指示する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するとともに、速やかに水防本部に報告しなければならない。

(3) 立退指示の周知徹底

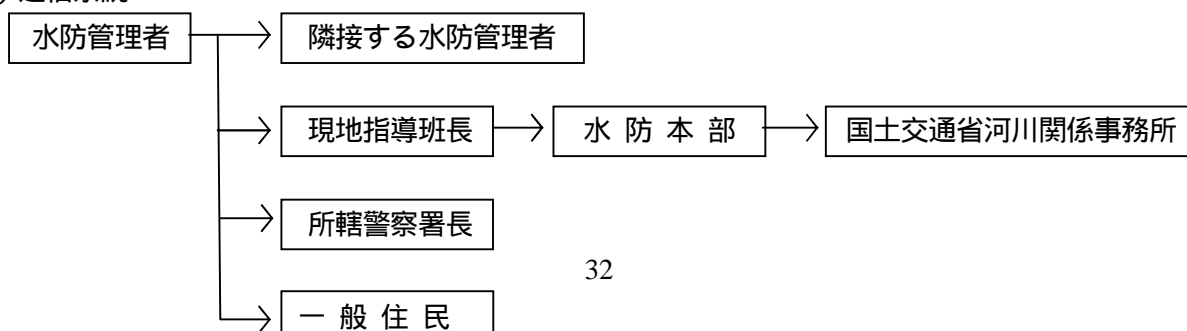
避難のための立退きの指示者は、テレビ、ラジオ、広報車、水防信号、その他の方法により区域の居住者に周知徹底を図るものとする。

第5節 決壊の通報及び決壊後の処置

1 決壊の通知

水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を関係者に通報する。

(1) 通信系統



2 決壊後の処置

(1) 決壊等の後の処置

水防管理者は、決壊後といえどもできるかぎり氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

(2) 現地指導班の処置

現地指導班は、現地の適切な処置を行うとともに、水防本部及び所轄警察署、その他必要な機関に連絡する。

第8章 施設管理者等による活動

第1節 施設等の監視・報告

施設管理者及び工事施工者(以下「施設管理者等」という。)は、以下のとおり施設の監視を行うこととする。但し、津波にあつては、施設操作を行うにあたり、安全に避難できない場合は、操作せず避難を優先することとする。

1 量水標及び検潮器の監視

(1) 施設管理者は、あらかじめその監視員及び連絡員を定めておく。

(2) 監視員は、降雨又は暴風雨のときは、常に量水標及び検潮器の監視にあたる。

(3) 連絡員は、水防団待機水位(通報水位)又は通報潮位に達したときは、直ちに施設管理者に急報する。

(4) 監視員は、水位又は潮位観測表を備え、1時間ごとに観測した水位又は潮位及び最高水位又は最高潮位を記録するとともに連絡員に施設管理者へ報告させる。

2 堤防の監視

出水時の監視

施設管理者は、水防団待機水位(通報水位)に達したときは、監視員及び連絡員を巡視にあたらせる。

3 水門若しくは閘門等又はため池の監視

(1) 水門若しくは閘門等又はため池の管理者は、あらかじめその監視員及び連絡員を定めておく。

(2) 監視員は、平時から工作物の点検を行い、増水時の操作に支障がないようにする。

(3) 監視員及び連絡員は、河川又は海岸の量水標又は検潮器が水防団待機水位(通報水位)又は通報潮位に達したという通知及び津波注意の発表によつて出勤し、水門若しくは閘門等又はため池の警戒・操作にあたり、その状況を水門若しくは閘門等又はため池の管理者に報告する。

(4) 水門若しくは閘門等又はため池の管理者は、水防管理者と協議して必要な措置をとるとともに、その状況を土木事務所等又は各農林(水産)振興事務所及び各土地改良事務所に通知する。

4 ダム等の監視

(1) 河川管理施設ダム

ダムの管理者は、操作規則に基づき関係機関に通知する。

(2) 河川区域内・利水ダム

ダムの管理者は、操作規程、管理規程等に基づき土木事務所等に通知する。

(3) 河川区域外・利水ダム

ア ダムの管理者は、あらかじめその監視員及び連絡員を定めておく。

イ 監視員は、平時から工作物の点検を行い、増水時の操作に支障のないようにする。

ウ 監視員及び連絡員は、増水時にはダムの警戒・操作にあたり、その状況をダムの管理者に報告する。

エ ダムの管理者は、災害の発生が予想されるときは、水防管理者と協議して必要な措置をとるとともに、その状況を土木事務所長等に通知する。

(4) 河川区域外・ため池

ア ため池の管理者は、あらかじめその監視員及び連絡員を定めておく。

イ 監視員は、平時から工作物の点検を行い、増水時の操作に支障がないようにする。

ウ 監視員及び連絡員は、増水時にはため池の警戒・操作にあたり、その状況をため池の管理者に報告する。

エ ため池の管理者は、災害の発生が予想されるときは、水防管理者と協議して必要な措置をとるとともに、その状況を各農林(水産)振興事務所及び各土地改良事務所に通知する。

5 排水機場の監視

排水機場の管理者は、操作規則に基づきその作業を行ったときは、水防管理者に連絡するとともに、関係機関に通知する。

6 水防上影響のある工事の監視

工事施工者は、工事中の箇所及び工事施設について、平時から水防管理者と連絡を密にし、増水時には、厳重な警戒を行い、危険な箇所を発見し、又は危険な状況が予想されるときは、水防管理者に連絡し必要な措置を講じる。

第2節 情報連絡

土木事務所等、各農林(水産)振興事務所、各土地改良事務所、各水防管理者及びダム、水門、閘門、ため池、排水機場等の管理者は、情報を伝達する箇所及び使用する通信施設等をあらかじめ定めて情報を交換する。

第3節 水防定員

指定水防管理団体の水防団員の定員の基準は、概ね次を標準とする。

1 水防上特に重要と認められる箇所については、その延長 20m につき 1 人。

2 その他の箇所については、その延長 50m につき 1 人。

ただし、水防管理者が、水防実施に支障がないと認める場合は、その標準以下に減することができる。

第4節 重要水防箇所

県下水防区域のうち、現状及び洪水又は高潮等の場合において、公共に及ぼす影響の大きい河川、海岸の区域を重要水防箇所とする。

第9章 水防信号及び水防標識等

第1節 水防信号


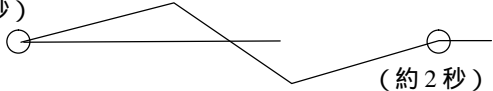

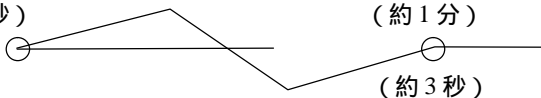

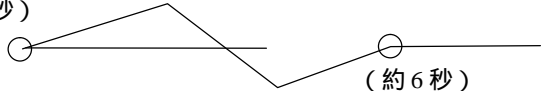

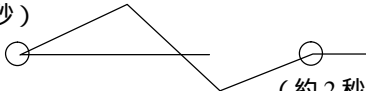
1 水防信号

警 鐘 信 号				サイレン信号							
第1信号	休止	休止	休止	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒
				- 休止 -		- 休止 -		- 休止 -		- 休止 -	
第2信号	- -	- -	- -	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒
				- 休止 -		- 休止 -		- 休止 -		- 休止 -	
第3信号	- - -	- - -	- - -	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒
				- 休止 -		- 休止 -		- 休止 -		- 休止 -	
第4信号	乱 打			約1分	約5秒	約1分					
				- 休止 -		- 休止 -		- 休止 -		- 休止 -	
	1 信号は、適宜の時間継続する。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。										

- (1) 第1信号 河川又は溜池では量水標がはん濫注意水位（警戒水位）に、海岸では台風襲来時の危険風向の風速 20m/s 程度に達し、高潮のおそれがあることを知らせるもの。
- (2) 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者が、直ちに出勤すべきことを知らせるもの。
- (3) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が、出勤すべきことを知らせるもの。
- (4) 第4信号 必要と認める区域内的の居住者に避難のために立退くことを知らせるもの。

2 津波注意報・警報の伝達

津波注意報・警報を鐘音またはサイレンによって伝達する場合は、次の方法による。

標 識 の 種 類	警 鐘 信 号	サイレン信号
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒) 
津波注意報及び 津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分) 
津波警報標識	(2点) 	(約5秒) (約6秒) 
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒) (約2秒)(短声連点) 

注意1) 鳴鐘又は吹鐘の反復は、適宜とする。

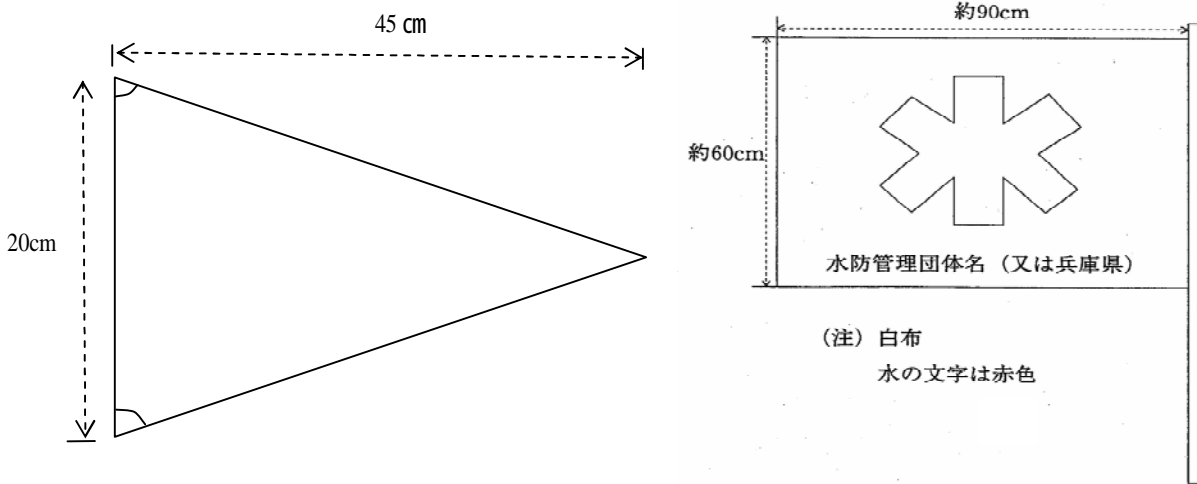
第2節 水防標識等

1 水防標識等

水防用緊急自動車として使用する車は、あらかじめ公安委員会の指定を受け、次の標識を設備する。

- (1) 警鐘又はモーターサイレン
- (2) 赤ランプ(昼夜間共)
- (3) 標旗

標旗(乗用車用)

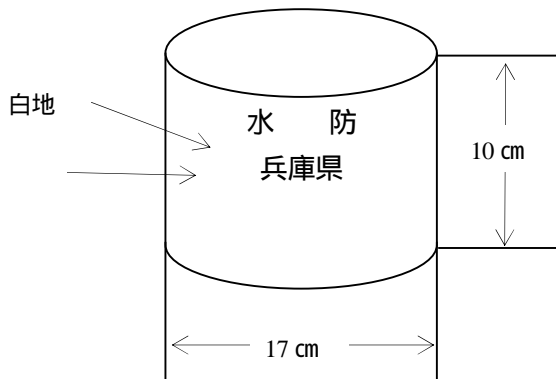


(注) 白地：水防の文字は赤色

水防管理団体名 (又は兵庫県) は青色

2 水防要員の標識

左腕に腕章をつける。



第3節 身分証明書

法第49条の規定による本県職員の身分証明書は、次のとおりである。

水防職員の証	
第 号	交付 平成 年 月 日
所属機関名	水 防
氏 名	生年月日
所属機関の長 氏名	印

心 得	
1	本証は、自己の身分を明らかにする。
2	記名以外の者の使用を禁ず。
3	本証の身分に異動のあったときは、速やかに訂正を受ける。
4	本証は、水防法第49条第2項に規定する証票である。

注
「水防」の文字は赤字

表

裏

第10章 水防設備の整備及び輸送の確保

第1節 水防設備の整備

1 指定水防管理団体

水防上必要な設備は、水防倉庫、器具、資材、量水標、雨量計、風速計及び通信機器等であり、次の基準によりこれらの施設及び機材の確保に努める。

(1) 水防倉庫

ア 倉庫は、水防用器具及び資材を備蓄するものであり、担当堤防延長 1,000m～2,000m ごとに1箇所を目安とする。

イ 大きさは、間口 9.1m、奥行 3.64m(建坪 33 m² - 10 坪)を標準とする。

ウ 設置箇所は、水防活動に便利なところを選ぶ。

(2) 水防倉庫 1 棟に備蓄する器具及び資材の基準

品 名	数 量	品 名	数 量
土のう袋	600 枚	杉 丸 太 長 4.00m 末口 9cm	30 本
ビニールむしろ	30 枚	杉 丸 太 長 3.00m 末口 6cm	50 本
な わ(ビニール製)	500m	く ぎ(6 吋)	11kg
針 金(10 番又は 8 番)	23kg	か け や	10 丁
スコップ	20 丁	小 車	3 台
たこづち	5 丁	ペ ン チ	3 丁
のこぎり	5 丁	金 づ ち	3 丁
お の	5 丁	か ず が い	50 本
か ま	10 丁	バ ケ ッ	1 個
な た	5 丁	救 命 プ イ	5 個
く わ	10 丁	ロ ー プ	100m
じょれん	10 丁	懐 中 電 灯	2 個
つるはし	3 丁		

ア 資材中腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。

イ ビニールむしろ及び土のう袋等多量に使用する資材は、あらかじめ収集の方法を講じておくものとする。

ウ 器具及び資材を減損したときは、直ちに補充する。

(3) 受信機

水防管理者は、停電時においても気象状況を聴取できるよう携帯用ラジオを設備する。

2 その他の水防管理団体

指定水防管理団体に準ずる。

3 ため池の管理者

ため池水防上の必要度に応じて所要の器具、資材を備蓄する。

4 兵庫県

県下の水防が円滑に実施できるよう必要な施設を設置し、必要な器具、資材を備蓄する。なお、水防管理団体の自己資材が不足したとき、又は緊急に必要なときは、器具、資材の貸出しをする。

(1) 量水標

ア 区域内の適当な箇所に量水標を建設する。

イ 設置場所は、河状の整った場所で流失のおそれのないところを選び、夜間でも観測しやすいところとする。

ウ 量水標の幅は 20cm、目盛りは 2 cm 刻み、白黒の交互 10cm ごとの数字を黒書きとし、1 m ごとの数字を赤書きとする。

エ 水防団待機水位(通報水位)及びはん濫注意水位(警戒水位)は、横に赤線で画し、夜光塗料を塗布する。

(2) 雨量計、水位計、風速計及び検潮器

施設管理者は、区域内の適当な箇所に雨量計及び水位計を設け、必要に応じて風速計及び検潮器を設ける。

(3) 河川監視カメラ

重要水防箇所の適当な箇所に河川監視カメラを設置し、水防活動を支援する。

(4) 水防ステーション

必要な器具、資材を備蓄し、水防時においては職員を配備し水防活動にあたる。

5 その他

各水防管理団体は、水防資材、器材の確保のため、水防区域所在の資材業者を登録し、手持資材量を調査して緊急時の補給に備えること。

また、資材、器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

第2節 輸送の確保

水防管理団体は、非常の際、重要水防箇所への水防要員、水防資器材等の輸送及び土木事務所等、隣接水防管理団体、その他関係機関への連絡経路を確保する。

- 1 水防本部並びに土木事務所等及び各農林(水産)振興事務所、各土地改良事務所相互の輸送経路については、水防本部において各所の報告に基づき通行路線を決定する。
- 2 土木事務所等及び水防管理団体の間の輸送経路について、各所において管内のあらゆる状況により通行路線を決定する。
- 3 水防管理団体は、あらかじめ水防活動に必要な輸送経路図を作成すること。
- 4 輸送車の確保及び配備についても、あらゆる状況に即応できるよう万全の措置を講じておく。
- 5 広域にまたがる場合には、兵庫県地域防災計画風水害等対策計画又は地震災害対策計画に準ずるものとする。

第11章 他の水防機関との協力及び応援

第1節 水防管理団体相互の協力と応援

水防管理者は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町長、消防機関の長に対し応援を求めるものとし、応援を求められた者は、できるかぎりその求めに応じなければならない。

応援は、水防法第23条の規定及び次の定めに基づき行動する。

- 1 応援のため派遣される団員は、所要の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所管の下に行動するものとする。
- 2 隣接する水防管理団体は、協力応援等の水防事務に関して、相互協定をし、水防計画に定めるものとする。

第2節 警察署との協議

水防管理者並びに土木事務所長等及び各農林(水産)振興事務所長、各土地改良事務所長は、あらかじめ警察電話の使用、法第21条の警戒区域、法第22条の警察官の出勤、法第29条の避難立退き等の計画の作成に必要と認められる事項について管轄警察署長と協議しておくものとする。

第3節 隣接府県との協定

- 1 大阪府との協定

神崎川、左門殿川又は猪名川に関係のある尼崎市、伊丹市、川西市、淀川右岸水防事務組合、豊中市及び池田市の水防管理者は、次のとおり水防について協力し、応援するものとする。

- (1) 上、下流及び対岸の水防管理者から応援を求められたときは、法第 23 条の規定に基づき行動するものとする。
- (2) 前記の水防管理者は、あらかじめ相互の情報連絡箇所及び通信施設を定めて情報を交換する。

2 京都府との協定

京都府と関係のある竹田川については、次のとおり協力するものとする。

- (1) 竹田川の堤防が決壊又は堤防から水があふれる危険がある場合、又は決壊した場合は、直ちに直下流関係水防管理者に通報するとともに、その後の情報を連絡する。
- (2) 上、下流の水防管理者から応援を求められたときは、法第 23 条の規定に基づき行動するものとする。
- (3) 前項の水防管理者は、あらかじめ相互の情報連絡箇所及び通信施設を定めて情報を交換する。
- (4) 兵庫県丹波市市島町量水標の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達したときは、京都府関係土木事務所に連絡する。

第 4 節 自衛隊の災害派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、兵庫県地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- 1 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

但し、水防管理者は、知事に上記の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

第 12 章 水防記録及び報告

第 1 節 水 防 記 録

水防管理者は、次の水防記録を作成し、保管する。

- 1 水防実施状況報告書
- 2 法第 23 条第 1 項の応援を求めた理由
- 3 法第 24 条の水防従事者又は備入れられた者の住所氏名及び出勤時間並びにその理由
- 4 法第 25 条の堤防その他の施設の決壊の状況
- 5 法第 28 条により収用又は購入した器具及び資材の所有者及びその事由並びに使用場所
- 6 法第 28 条により処分した障害物の種類、数量、所有者及びその事由並びに除去場所
- 7 法第 28 条により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由
- 8 法第 29 条による立退き指示の事由及びその状況
- 9 警察署の援助状況

- 10 自衛隊の災害派遣を要請した場合はその活動状況
- 11 現地指導の公務員の職氏名
- 12 水防に従事中負傷又は病気にかかった者の職氏名及び手当
- 13 水防作業に使用した材料及びその数量及びその水防工法
- 14 警戒中の水位観測表
- 15 法第 34 条第 1 項の水防協議会の設置
- 16 法第 32 条の 2 水防訓練の概要

第 2 節 報 告

1 知事への報告

水防管理者は、次の事項を河川及び海岸に関しては土木事務所長等を経由し、ため池に関しては各農林(水産)振興事務所又は各土地改良事務所長を経由し、知事に対し、10 日以内に報告するものとする。

- (1) 前節の 1、4、5、8、11、12 及び 15 の事項
- (2) その他必要と認める事項

2 土木事務所長等への報告

水防管理者は、次の事項についてその都度報告するものとする。

- (1) 水防団待機水位(通報水位)・通報潮位、はん濫注意水位(警戒水位)・警戒潮位、避難判断水位(特別警戒水位)又は最高水位・潮位に達したとき及びはん濫注意水位(警戒水位)・警戒潮位から減水したとき
- (2) 水防作業を開始したとき
- (3) 水防の警戒を解除したとき
- (4) 堤防等に異状を発見したとき及びこれに対する措置
- (5) 法第 23 条第 1 項による他の水防団又は消防機関に応援を求めたとき
- (6) 法第 25 条による堤防その他の施設の決壊状況
- (7) 法第 29 条による立退き指示の事項
- (8) その他、緊急報告を必要と認める事項

なお、上記の事項のうち、(1)については、直下流水防管理者並びにダム、水門、閘門及びため池等の管理者へ、(2)、(6)及び(7)については、関係警察署長、隣接水防管理者及び関係福祉事務所長へ通報する。

第 13 章 水 防 通 信

第 1 節 水防上緊急を要する通信の経路

水防上緊急を要する通信については、防災行政(水防)・道路管理用無線電話又は一般電話の非常取扱いとする。

第 2 節 防災行政(水防)無線局設置箇所及び通信系統

- 1 県内における防災行政(水防)無線局設置箇所及び通信系統は、資料編 1 附表第 14 表に示す。
- 2 県庁及び国土交通省(消防庁、内閣府)間の多重無線回線(マイクロ回線)の通信系統は、資料編 1 附表第 15 表に示す。

第3節 専用通信施設の使用

知事及び水防管理者は、あらかじめ次の通信施設所有者と協定し、水防上特に必要がある場合は、施設の使用について便宜を受ける。

- 1 警察通信施設
- 2 西日本旅客鉄道株式会社通信施設
- 3 阪急電鉄株式会社通信施設
- 4 阪神電気鉄道株式会社通信施設
- 5 山陽電気鉄道株式会社通信施設
- 6 神戸電気鉄道株式会社通信施設
- 7 国土交通省通信施設
- 8 関西電力株式会社通信施設

第14章 費用負担及び公用負担

第1節 費用負担

- 1 水防管理団体の水防に要する費用は、法第41条の規定により当該水防管理団体が負担する。
他の水防管理団体から応援を求められたときは、応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は両者協議して定める。
- 2 水防管理団体の水防によって他の市町が著しく利益を受けるときは、法第42条の規定により、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は両者協議して定める。

第2節 公用負担

- 1 公用負担権限
法第28条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において、次の権限を行使することができる。
 - (1) 必要な土地の一時使用
 - (2) 土石、竹木、その他の資材の使用
 - (3) 土石、竹木、その他の資材の収用
 - (4) 車両その他の運搬具又は器具の使用
 - (5) 工作物その他の障害物の処分
- 2 公用負担命令権限証
法第28条の規定により公用負担を命じようとする水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、公用負担命令権限証を携行し、必要ある場合にはこれを提示する。
- 3 公用負担命令書
法第28条の規定により公用負担の権限を行使しようとするときは、原則として次に示す公用負担命令書2通を作成して、その1通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずる者に手渡さなければならない。

公用負担命令権限証

消防団 部長
何 某

上記の者に 区域における水防法(昭和24年法律第193号)第28条第1項の規定する権限の行使を委任したことを証明します。

平成 年 月 日

水防管理者
水防団長
消防機関の長

何 某 印

第 号

公用負担命令書

目的物

水防法(昭和24年法律第193号)第28条第1項の規定により、使用(収用・処分)します。

平成 年 月 日

様

水防管理者
水防団長
消防機関の長

何 某 印

第15章 指定水防管理団体の水防計画及び水防訓練

第1節 指定水防管理団体の水防計画

- 1 指定水防管理団体の水防管理者は、法第33条の規定により県の水防計画に応じた水防計画を策定し、土木事務所長等へ届出なければならない。また、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、土木事務所長等の協議の上、これを変更しなければならない。指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画の策定又は変更を行ったときは、その要旨の公表に努めなければならない。
- 2 その他の水防管理団体についても前項に準じて水防計画を策定する。
- 3 指定水防管理団体の管理者は、水防計画について関係警察署長及び消防機関の長に通知する。

第2節 水 防 訓 練

指定水防管理団体は、水防訓練を行わなければならない(法第32条の2)。

1 実施要領

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行うような場合が多いので、作業時に混乱をきたさないように次の事項等を取り入れて充分訓練を行うものとし、実施に当たっては、特に地元住民の参加を得て水防思想の高揚に努める。

- (1) 観測(雨量、水位、潮位、風速)

- (2) 通報(無線、電話)
- (3) 動員(水防団、消防団、居住者の応援)
- (4) 輸送(資材、器材、人員)
- (5) 工法(各水防工法)
- (6) (排・取)水門、角落しの操作
- (7) 避難、立退き(危険区域居住者の避難)

2 実施時期

- (1) 指定水防管理団体は、増水期までに水防訓練を行うものとする。
- (2) その他の水防管理団体の訓練時期は、前項に準ずる。

要 領 及 び 通 達

- 1 市町に対する気象注意報・警報等の伝達について
- 2 気象に関する注意報・警報等の伝達について
- 3 水防非常配備に対する準備態勢としての連絡員待機について
- 4 兵庫県と神戸海洋気象台間の防災情報の交換に関する協定
- 5 津波における水防非常配備態勢に関する協定書

参 考 資 料

- 1 注意報及び警報の種類及び発表基準
- 2 洪水予報 発表対象区域
- 3 水防警報河川（海岸）・水位周知河川一覧表

昭和52年7月26日

北摂整備局土木部長
各土木事務所長 殿
姫路港管理事務所長

土 木 部 長

市町に対する気象注意報・警報等の伝達について

標記について、かねて市町から県地域防災計画による系統と、水防計画による系統を、1本化するよう要望があり、各市町の意見を照会した結果、1本化にする希望が多かったため、各市町の意見を調整し、水防計画による系統を廃止することとしました。よって、別添のとおり、生活部長から各市町に通知をしたのでおしらせします。

なお、各市町の水防関係担当課にも、この旨を周知させ、実施については、下記のとおり遺憾のないようにして下さい。

記

- (1) 水防系統の通報は、雨、洪水、高潮に関するものであるが、地域防災計画では、すべての気象情報を通報する義務があるので、水防系統による通報を廃止する。
- (2) 土木事務所等から市町への通報をとりやめる。よって、県水防計画第6章第1節の気象状況通知の水防管理者（市町長）への通知の項は、当分の間、この通達によるものとする。
- (3) 気象注意報、警報等の土木事務所等への通報は従来どおりとする。
- (4) 水防指令、水防警報等のとりあつかいは、従来どおりとし、連絡をうけた土木事務所等は、関係市町へ通報する。
- (5) 通信の途絶等により、消防防災課からの通報が不能になったときには、水防系統を利用することもあり得るので申添える。
- (6) 市町への連絡を廃止したときには、現在実施している略号による通報も廃止することもあり得る。

昭和52年 7 月25日

各 市 町 長 殿
各消防事務組合管理者

兵 庫 県 生 活 部 長

気象に関する注意報・警報等の伝達について
(津波に関するものを除く)

県地域防災計画および水防計画による気象注意報・警報等の伝達については、かねてからその伝達ルートを一本化するよう要望があり、県において各市町の意見を照会する等、検討を行って来たところではありますが、今後下記のとおり実施したいので関係者に周知されるようお願いいたします。

記

- 1 各市町における受信担当部課等を別表のとおりとし、市町の関係部課等に対する必要な通報は、受信部担当部課が行う等、夫々の実情に応じて実施されるよう計画されたい。
- 2 注意報等の発表機関（県北部は豊岡測候所・県南部は神戸海洋气象台）から上記1に至る伝達ルートは、県地域防災計画の伝達系統図による。
- 3 水防法第10条の2に定められた水防管理者（市町長）に対する通報は今後上記1および2によって行うこととし、従来県土木事務所等を通じて行っていた通報は、取り止める。
- 4 実施期日 昭和52年 8 月16日から実施
- 5 留意されたい事項
 - (1) 今回の措置は、気象に関する注意報等の伝達に限るものであり、水防指令等、気象以外の事項については従来から定められた伝達ルートによる。
 - (2) 気象注意報等の伝達は、災害対策基本法・水防法・気象業務法に定められた業務であり市町における関係部課等も多岐にわたることと思われるので、受信担当部課等から関係部課等に対する通報洩れがないよう十分に配慮されたい。
 - (3) 気象警報は、気象業務法によって電々公社からも通報されるが、市町における受信担当課については、伝達が適正に行われるよう市町の防災計画等で検討されたい。

※ 平成15年 4 月 1 日から県北部・南部とも神戸海洋气象台が注意報等の発表機関となっています。
なお、豊岡測候所は、平成19年10月 1 日に廃止となりました。

平成2年5月1日

各土木事務所長
関係各課長 殿

土 木 部 長

水防非常配備に対する準備態勢としての
連絡員待機について（通知）

近年、局地的、突発的な集中豪雨が各地で多発する状況に鑑み、水防非常配備態勢の迅速な展開を図るため、本年度よりその準備態勢として連絡員待機を行うこととしたので、下記に留意の上、実施にあたって遺漏のないよう取図られたい。

記

1. 連絡員待機は、神戸海洋気象台または豊岡測候所から水防に関する注意報が発表されるおそれがある時、または発表された時等、水防本部が必要と認めた時に水防本部長が各事務所長に発令する。
ただし、事務所長の判断により、連絡員待機を行う場合はその限りでない。
2. 連絡員待機に要する人員は数名をもってこれにあたることとし、雨量、水位または潮位に関する情報の収集及び連絡を主に行う。
3. 連絡員待機は雨量等の情報連絡を行うとともに水防非常配備態勢に直ちに移行できる連絡態勢でなければならない。

※ 平成15年4月1日から県北部・南部とも神戸海洋気象台が注意報等の発表機関となっています。
なお、豊岡測候所は、平成19年10月1日に廃止となりました。

兵庫県と神戸海洋気象台間の防災情報の交換に関する協定

兵庫県（以下、「甲」という。）と神戸海洋気象台（以下、「乙」という。）は、兵庫県地域防災計画に基づく災害対策に係わる事務に関し、相互に密接な連携を図るため、注意報・警報及び観測資料等（以下、「防災情報」という。）の相互交換について、次のとおり協定を締結する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この協定は、乙が発表する警報、注意報及びそれらを補完する気象情報等（以下、「警報事項等」という。）を甲に迅速に提供し、さらに、甲及び乙が保有する防災情報を相互交換することにより、気象等の状況を迅速かつ的確に把握し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に寄与することを目的とする。

第2章 装置等の設置（略）

第3章 管理運用（略）

第4章 情報交換

（情報交換の手段及び内容並びに警報事項の取扱い）

第7条 甲及び乙は、保有する計算機システムを接続し、必要な防災情報を相互に交換する。

2 前項により甲が受領した警報事項等は、防災情報提供システムにより受領したものに準じて取り扱うことができる。

3 防災情報の提供及び交換に必要な細目的事項については、別途定めるものとする。

第5章 その他（略）

附 則

本協定の締結に伴い、「兵庫県と神戸海洋気象台間の防災情報の交換に関する協定（平成8年8月28日）」は廃止する。

平成21年3月10日

甲 兵 庫 県 知 事 井 戸 敏 三

乙 神 戸 海 洋 気 象 台 長 大 山 準 一

兵庫県と神戸海洋気象台間の防災情報の交換に関する細目協定

兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課（以下、「甲」という。）と神戸海洋気象台観測予報課（以下、「乙」という。）は、「兵庫県と神戸海洋気象台間の防災情報の交換に関する協定（以下、「協定」という。）」第7条第3項に基づき、防災情報の相互交換に関して、次のとおり細目協定を締結する。

（システム接続方法）

第1条 甲及び乙は、甲の保有する情報機器と乙の保有する情報機器を別図のとおり接続する。

（管理・運用等）

第2条 システムの運用、保守、点検、経費等に係る責任分界点は、別図のとおりとする。

2 甲及び乙のシステム運用時間は常時とする。

3 甲及び乙は、システムの定期点検及び修理等により情報交換を停止する場合は、事前に相互に連絡、調整するものとする。

4 甲及び乙は、システム又は回線等に障害が発生した場合は、相互に連絡をとり、迅速な障害復旧に努めるものとする。

5 甲及び乙のシステム又は回線等に障害があった場合の情報交換の再開は、障害の復旧後速やかに実施するものとし、障害期間中の情報回復措置は行わないものとする。

6 障害期間中に地震が発生し、甲側で震度3以上の観測データが得られた場合、甲はその観測データをFAX等の方法により乙に提供するように努めるものとする。

7 震度情報の相互交換を円滑に行い、また、防災情報に資する震度情報の品質管理を行うため、別途実施要領を定めるものとする。

（甲から提供する情報）

第3条 甲から乙に提供する情報は、別表1のとおりとする。

（乙から提供する情報）

第4条 乙から甲に提供する情報は、別表2のとおりとする。なお、別表2における「各地の震度に関する情報」に含まれる兵庫県内の気象庁設置震度観測点は、付表5のとおりとする。

（第三者への情報提供及び発表）

第5条 甲及び乙は、前2条に定められた情報について、それぞれ別表3及び別表4の機関に配信することができる。

2 甲は、乙から提供を受けた情報を、防災を目的として甲が保有するフェニックス防災システム

においても、甲の事務の一環として、各市町及び住民に周知・啓発するため利用することができる。

- 3 甲から乙に提供された情報は、乙（気象庁及び大阪管区气象台を含む）が発表する防災情報に利用することができる。

（情報の加工）

第6条 甲及び乙は、受領した情報について加工して利用する場合には、事前に協議するものとする。

（目的外の利用）

第7条 甲及び乙は、受領した情報を協定の目的以外に利用する場合は、事前に協議するものとする。

（その他）

第8条 この細目協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

第9条 この細目協定の締結を証するため、本細目協定書2通を作成し各自1通を保管する。

附 則

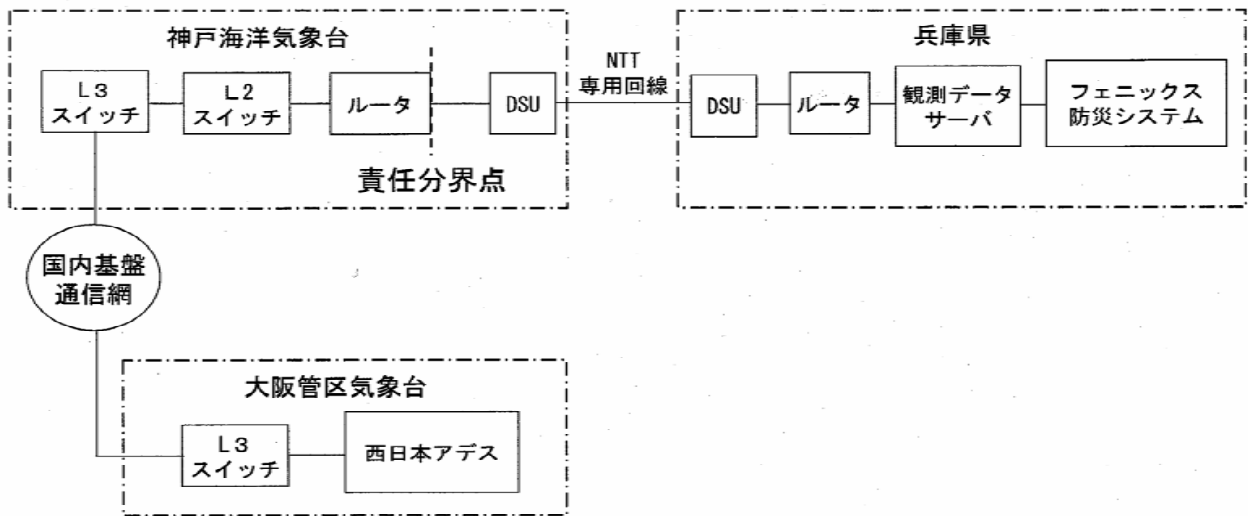
本細目協定の締結に伴い、「兵庫県と神戸海洋气象台間の防災情報の交換に関する細目協定（平成8年8月28日）」及び「情報交換に関する運用細目（平成16年4月1日）」は、廃止する。

平成21年3月10日

甲 兵庫県企画県民部
災害対策局災害対策課長 足 立 誠

乙 神戸海洋气象台観測予報課長 茶 円 敏 彦

別図 システム接続方法及び責任分界点



別表1 甲から乙へ提供する情報

情報の種類
雨量（兵庫県内（付表1に示す地点））
河川水位（兵庫県内（付表2に示す地点））
震度情報（兵庫県内（付表4に示す地点））

別表2 乙から甲へ提供する情報

情報の種類
気象予・警報（神戸海洋気象台発表分）
アメダス観測資料（兵庫県を含む範囲（付表3））
津波警報・注意報
震度速報
地震及び津波に関する情報
各地の震度に関する情報
お知らせ

別表3 甲から配信する機関（略）

別表4 乙から配信する機関（略）

付表1 兵庫県雨量観測所一覧表(その1)

コード番号	観測所名	住 所	コード番号	観測所名	住 所
0001	藤原橋	神戸市西区押部谷町和田	0051	東条	加東市天神
0002	有野	神戸市北区有野町唐櫃	0052	吉川	三木市吉川町吉安
0003	天王ダム	神戸市北区山田町字下谷上	0053	馬瀬	加東市馬瀬
0004	神戸	神戸市長田区浪松町	0054	加美	多可郡多可町加美区西山
0005	淡河	神戸市北区淡河町淡河	0055	下野間	多可郡多可町八千代区下野間
0006	住吉	神戸市東灘区住吉東町	0056	中畑	西脇市中畑町
0007	若草東	神戸市須磨区若草町	0057	桃津	三木市細川町桃津
0008	植物園	神戸市北区山田町上谷上	0058	中野	加西市中野町
0009	木見	神戸市西区見津が丘	0059	菅生ダム	姫路市夢前町筋野
0010	石井ダム	神戸市北区山田町下谷上	0060	夢前	姫路市夢前町前之庄
0011	北区役所	神戸市北区鈴蘭台西町	0061	生野ダム	朝来市生野町竹原野
0012	中山手	神戸市中央区中山手通	0062	黒川	朝来市生野町黒川
0013	平野	神戸市西区平野町宮前	0063	越知	神崎郡神河町越知
0014	伊川谷	神戸市西区前開南町	0064	神崎	神崎郡神河町東柏尾
0015	道場	神戸市北区道場町生野	0065	福崎	神崎郡福崎町西田原
0016	大沢	神戸市北区大沢町中大沢	0066	姫路	姫路市北条
0017	箕谷	神戸市北区山田町原野	0067	大河内	神崎郡神河町上小田
0018	六甲山	神戸市東灘区六甲山町	0068	下牛	尾神崎郡市川町下牛尾
0019	名塩	西宮市塩瀬町名塩	0069	伊勢	姫路市林田町下伊勢
0020	奥池	芦屋市奥池南町	0070	砥堀	姫路市砥堀
0021	尼崎	尼崎市道意町	0071	下手野	姫路市広畑区東夢前
0022	西宮	西宮市櫛塚町	0072	勝原	姫路市勝原区下太田
0023	清水	川辺郡猪名川町清水	0073	足尾	神崎郡神河町長谷
0024	楊津	川辺郡猪名川町木津	0074	上越	知神崎郡神河町越知
0025	大原野	宝塚市大原野	0075	菅生	潤姫路市夢前町菅生潤
0026	伏見台	川辺郡猪名川町伏見台	0076	坂根	姫路市夢前町山之内
0027	武田尾	宝塚市玉瀬	0077	筋野	姫路市夢前町筋野
0028	宝塚	宝塚市旭町	0078	小室	神崎郡市川町小室
0029	伊丹	伊丹市千僧	0079	小家	島姫路市家島町真浦
0030	多田院	川西市多田院	0080	坊勢	姫路市家島町坊勢
0031	青野ダム	三田市加茂町上平山	0081	安富ダム	姫路市安富町皆河
0032	母子	三田市母子	0082	引原ダム	宍粟市波賀町日の原
0033	三田	三田市天神	0083	戸倉	宍粟市波賀町戸倉
0034	三田小野	三田市小野	0084	三軒	家宍粟市一宮町東市場
0035	藍本	三田市藍本	0085	龍野	たつの市龍野町富永
0036	西野上	三田市西野上	0086	福栖	たつの市新宮町福栖
0037	高平	三田市上槻瀬	0087	千種	宍粟市千種町千草
0038	志方	加古川市志方町山中	0088	上石井	佐用郡佐用町上石井
0039	稲美	加古郡稲美町国岡	0089	三日	佐用郡佐用町上三河
0040	加古川	加古川市加古川町寺家	0090	円光寺	佐用郡佐用町乃井野
0041	明石	明石市中崎	0091	矢野	相生市矢野町真広
0042	権現	加古川市平荘町西山	0092	木津	赤穂市木津
0043	魚住	明石市二見町東二見	0093	安室ダム	赤穂郡上郡町行頭
0044	天川水門	高砂市春日野町	0094	長谷ダム	たつの市新宮町上筋
0045	中社	多可郡多可町中区中村	0095	上郡	赤穂郡上郡町上郡
0046	加西	加西市北条町横尾	0096	佐用	佐用郡佐用町佐用
0047	小野	小野市王子町宮山	0097	相生	相生市旭
0048	三木	三木市宿原	0098	山崎	宍粟市山崎町庄能
0049	西脇	西脇市野村町	0099	有年	赤穂市有年原
0050			0100		

付表1 兵庫県雨量観測所一覧表(その2)

コード番号	観測所名	住 所	コード番号	観測所名	住 所
0101	折方	赤穂市折方	0151	鎧	美方郡香美町香住区鎧
0102	上郡土木	赤穂郡上郡町光都	0152	畑	美方郡香美町香住区畑
0103	倉床	粟市一宮町倉床	0153	多子	美方郡新温泉町多子
0104	西深	粟市一宮町福知	0154	佐坊	美方郡香美町小代区佐坊
0105	安積	粟市一宮町西安積	0155	森脇	美方郡香美町村岡区森脇
0106	上野	粟市波賀町上野	0156	長瀬	美方郡香美町村岡区長瀬
0107	穴栗中野	粟市山崎町中野	0157	古市	篠山市油井
0108	河内	粟市千種町河内	0158	青垣	丹波市青垣町佐治
0109	八鹿	養父市八鹿町下網場	0159	国領	丹波市春日町棚原
0110	朝来	朝来市新井	0160	柏原	丹波市柏原町柏原
0111	和田山	朝来市和田山町玉置	0161	篠山	篠山市郡家
0112	関宮	養父市関宮	0162	今田	篠山市今田町市原
0113	大屋	養父市大屋町夏梅	0163	東本	篠山市東本荘
0114	大路ダム	朝来市和田山町久世田	0164	市島	丹波市市島町市島
0115	藪崎	養父市藪崎	0165	山南	丹波市山南町谷川
0116	大坪	養父市大坪	0166	青田	丹波市山南町青田
0117	大月	朝来市山東町大月	0167	桑原	篠山市桑原
0118	長野	養父市長野	0168	稲継	丹波市氷上町稲継
0119	奥田路	朝来市田路	0169	北和田	丹波市山南町北和田
0120	栃原	朝来市生野町栃原	0170	森	丹波市市島町下竹田
0121	奈良	尾養父市関宮	0171	三宝ダム	丹波市春日町上三井庄
0122	中間	養父市大屋町中間	0172	仁井	淡路市仁井
0123	明延	養父市大屋町和田	0173	論鶴羽ダム	南あわじ市神代浦壁与口野原
0124	糸井	朝来市和田山町内海	0174	論鶴羽	南あわじ市神代浦壁
0125	森本	豊岡市竹野町森本	0175	掃守	南あわじ市榎列掃守
0126	伊府	豊岡市日高町伊府	0176	洲本	洲本市塩屋
0127	出石	豊岡市出石町川原	0177	牛内ダム	南あわじ市賀集牛内
0128	城崎	豊岡市城崎町湯島	0178	大日ダム	南あわじ市賀集生子
0129	豊岡	豊岡市幸町	0179	分水堰	南あわじ市北阿万
0130	但東	豊岡市但東矢根	0180	郡家	淡路市北山
0131	竹野	豊岡市竹野町竹野	0181	志筑	淡路市志筑
0132	野垣	豊岡市吉井	0182	成相ダム	南あわじ市八木馬回
0133	大岡山	豊岡市目坂	0183	北富士ダム	南あわじ市八木馬回
0134	山田	豊岡市日高町山田	0184	相川	洲本市相川組
0135	森尾	豊岡市森尾	0185	灘土生	南あわじ市灘土生
0136	藤井	豊岡市日高町竹貫	0186	由良町	洲本市由良
0137	畑山	豊岡市但東町畑山	0187	沼島	南あわじ市沼島
0138	久畑	豊岡市但東町久畑	0188	都志	洲本市五色町都志
0139	美方	美方郡香美町小代区神水	0189	榎列	南あわじ市榎列大榎列
0140	石橋	美方郡新温泉町前	0190	福良	南あわじ市福良乙
0141	浜坂	美方郡新温泉町芦屋	0191	楠	淡路市楠本
0142	湯舟	美方郡香美町岡村区岡村			
0143	香住	美方郡香美町香住区油良			
0144	温泉	美方郡新温泉町竹田			
0145	八原	美方郡香美町香住区八原			
0146	対田	美方郡新温泉町対田			
0147	佐津	美方郡香美町香住区無南垣			
0148	村岡事務所	美方郡香美町岡村区川会			
0149	諸寄	美方郡新温泉町諸寄			
0150	久斗山	美方郡新温泉町久斗山			

付表2 兵庫県水位観測所一覧表(その1)

コード番号	観測所名	河川名	コード番号	観測所名	河川名
1001	今藤原	津明石川	1057	下手野	夢前川
1002		橋明石川	1058	勝原	大津茂川
1003	上塩道	池伊有馬川	1059	上軒	引原川
1007		田有武庫川	1060	三穴	揖保田川
1008		場武庫田川	1061	中福	林栗田川
1009	名菊水	谷橋新住湊川	1063	穴中	井林栗田川
1010		橋吉住湊川	1064	福千上	栖種千種川
1011	住淡生	河瀨武庫川	1065	千上	種河千志川
1012		武瀨橋武庫川	1066	三米	田崎千志川
1013	甲武山	口有武馬川	1067	久佐	佐佐川
1014	上小	根院猪名川	1068	用水	位佐川
1015	多西	野天寺川	1069	円光	寺佐川
1016		野杉原川	1070	上竹	郡万安川
1020	西中	町脇杉原川	1071	木竹	津千安川
1021		脇野間川	1072	有日	年月志川
1022	下野	枝万願寺川	1073	三山	月崎川
1023		里下里川	1074	円多	木置川
1024	山下	野万願寺川	1075	玉上	田屋川
1028	中吉	井東条川	1076	大八	大八川
1029	桃山	津美美川	1077	関矢	八出川
1030		上坂志美川	1078	伊森	根府本川
1032	山の	坂美志美川	1079	竹香	野住野川
1033		町美志美川	1080	村湯	岡矢湯川
1035	木本の	橋法華山谷川	1081	佐温	舟津岸川
1036		住瀬天知川	1084	浜对	泉坂田川
1037	魚魚	川天知川	1085	温对	坂田寄川
1038		崎越市市川	1086	本西	田寄垣川
1039	天神	前崎市市川	1087	香村	岡矢湯川
1043	寺福	崎市市市川	1088	湯佐	舟津岸川
1044	福砥	崎市市市川	1089	温对	泉坂田川
1045	長植	谷木市市川	1091	本西	田寄垣川
1046		木川天夢前川	1092	香村	岡矢湯川
1047	天古	川天夢前川	1093	湯佐	舟津岸川
1048	古書	庄写夢前川	1094	温对	泉坂田川
1049		写持菅生川	1095	本西	田寄垣川
1051	知之	持菅生川	1096	香村	岡矢湯川
1053		寺菅生川	1097	湯佐	舟津岸川
1054	護実	寺菅生川	1098	温对	泉坂田川
1055		寺菅生川	1099	本西	田寄垣川
1056	法	寺菅生川	1100	香村	岡矢湯川
		寺菅生川	1101	湯佐	舟津岸川
		寺菅生川	1102	温对	泉坂田川

付表2 兵庫県水位観測所一覧表その(2)

コード番号	観測所名	河川名	コード番号	観測所名	河川名
1103	小	南柏	1156	田中橋	大日川
1105	上成	松葛	1157	門前橋	北富士川
1106	篠	山篠	1158	掃守橋	成相川
1107	国	領竹	1159	掃落合	竹田川
1108	上	田竹	1160	魚ヶ	市川
1110	都	志都	1161	山	菅生川
1111	郡	家郡	1162	石	引原川
1112	志	家筑	1163	大久	谷八木川
1116	桑	間洲	1164	大赤	川赤根川
1120	円行	寺三	1165	住上	橋喜瀨川
1121	掃	守三	1166	黒家	田加古川
1126	藍	本武	1167	上黒	庄加古川
1127	西野	上武	1168	家加	原千杉川
1128	三	田武	1169	加船	原美杉川
1129	下青	野青	1170	垂井	東条川
1130	小	野黒	1171		万勝寺川
1132	小伊	谷伊			
1133	西岡	橋山			
1134	甲	橋都			
1135	水道	橋石			
1136	水森	北高			
1137	夙	川夙			
1138	芦屋	川芦			
1139	明石	川明			
1140	高谷川	内高			
1141	高谷川	外高			
1142	上戸	田加			
1143	春	安菅			
1144	野	垣奈			
1145	藤	井八			
1146	駄	坂六			
1147	味原川	内味			
1148	味原川	外味			
1149	小	城大			
1150	大	坪建			
1151	今	田東			
1152	東本	荘篠			
1153	宮	田宮			
1154	東良	橋牛			
1155	下所	橋大			

付表 3 アメダス観測所資料提供府県一覧表 (略)

付表 4 兵庫県計測震度計設置市町一覧表 (略)

洪水予報業務等の実施に係る兵庫県と神戸海洋気象台間の気象・河川情報等の交換に関する細目協定

兵庫県県土整備部土木局河川整備課（以下、「甲」という。）と神戸海洋気象台観測予報課（以下、「乙」という。）は、「兵庫県と神戸海洋気象台間の防災情報の交換に関する協定」（以下、「協定」という。）に基づき、共同洪水予報業務に係る情報の相互交換に関して、次のとおり細目協定を締結する。

（システム接続方法）

第1条 甲及び乙は、甲の保有する情報機器と乙の保有する情報機器を別図のとおり接続する。

（運用・管理等）

第2条 システムの運用、保守、点検、経費等に係る責任分界点は、別図のとおりとする。

- 2 甲及び乙のシステムの運用時間は常時とする。
- 3 甲及び乙は、定期点検及び修理等により情報交換を停止する場合は、事前に相互に連絡、調整するものとする。
- 4 甲及び乙は、障害により情報交換に支障が発生した場合には、相互に連絡を取り迅速な復旧に努めるものとする。
- 5 前項の定めにより、甲及び乙のシステム又は回線等に障害があった場合の情報交換の再開は、障害復旧後速やかに実施するものとし、障害期間中の情報回復処置は行わないものとする。

（情報の内容）

第3条 甲と乙が交換する情報は、別表1～3のとおりとする。

（情報の加工）

第4条 甲及び乙は、受領した情報を加工して利用する場合には、事前に協議するものとする。

(目的外の利用)

第 5 条 甲及び乙は、受領した情報を協定の目的以外に利用する場合は、事前に協議するものとする。

(その他)

第 6 条 この細目協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合には、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第 7 条 この細目協定の締結を証するため、本細目協定書 2 通を作成し各自 1 通を保管する。

附則

- 1 本細目協定は、平成 2 2 年 9 月 7 日締結し、同日から実施する。
- 2 本細目協定は、平成 2 2 年 1 2 月 1 4 日一部改正し、同日から実施する。
- 3 本細目協定は、平成 2 5 年 1 月 1 0 日一部改正し、同日から実施する。

平成 2 5 年 1 月 1 0 日

甲 兵庫県県土整備部土木局河川整備課長 松本 正利

乙 神戸海洋気象台観測予報課長 西村 修司

津波における水防非常配備態勢に関する協定書

津波の特殊性に鑑み、港湾課長（以下「甲」という。）と河川課長（以下「乙」という。）とは、津波における水防非常配備態勢について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、津波の来襲が予想されると認められる場合において、適切な水防活動態勢の確立、的確な情報伝達を図ることを目的とする。

（水防指令）

第2条 津波に係る水防指令の発令は、前条の目的を達成するため、当分の間、次により行うものとする。

- (1) 津波注意報が発表された場合、水防本部は、水防指令第1号を発令する。
- (2) 津波警報（ツナミ）が発表された場合、水防本部は、水防指令第2号を発令する。
- (3) 津波警報（オオツナミ）が発表された場合、水防本部は、水防指令第3号を発令する。

2 水防配備態勢の規模を縮小及び解除する場合は、甲、乙協議の上、決定する。

（潮位の報告等）

第3条 甲は、既存の潮位オンラインシステム、事務所からの報告等により海面の状況を把握することに努め、適宜、乙にその状況を報告する。

2 津波に係る問合せ等の対応については、甲、乙協力して対応する。

（雑則）

第4条 この協定に疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

附 則

この協定は、平成8年4月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成8年4月1日

甲 港湾課長 長谷川 浩 三
乙 河川課長 熊 谷 清

変更協定書

港湾課長（以下「甲」という。）と河川課長（以下「乙」という。）との間に平成 8 年 4 月 1 日付けにて協定した「津波における水防非常配備態勢に関する協定書」、及び平成 15 年 4 月 1 日付け協定した「変更協定書」の一部について、下記のとおり変更する。

記

第 2 条第 1 項中の(1)乃至(3)を削除し、「津波注意報、または津波警報が発表された場合、水防本部は水防指令第 3 号を発令する。」に変更する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保管するものとする。

平成 24 年 4 月 1 日

甲 港湾課長 平井 住夫

乙 河川整備課長 松本 正利

大雨注意報・警報基準

種類		大雨警報(土砂災害)基準	大雨警報(浸水害)基準	大雨注意報基準	
一次細分区域	二次細分区域	土壌雨量指数基準	雨量基準	土壌雨量指数基準	雨量基準
兵庫県 南部	神戸市	123	R1=60	88	R1=40
	尼崎市		R1=50	128	R1=30
	西宮市	134	平地地:R1=50 平地地以外:R1=70	96	平地地:R1=25 平地地以外:R1=30
	芦屋市	137	R1=60	98	R1=30
	伊丹市	163	R3=100	117	R3=50
	宝塚市	134	R1=70	96	R1=30
	川西市	162	平地地:R1=50 平地地以外:R1=70	116	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40
	三田市	155	R1=60	111	R1=30
	猪名川町	161	R1=70	115	R1=30
	西脇市	155	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	116	R1=30
	篠山市	128	R1=60	96	R1=40
	丹波市	156	R1=60	117	R1=30
	多可町	155	R1=60	116	R1=40
	宍粟市	150	平地地以外:R1=60	112	平地地以外:R1=40
	市川町	136	R1=50	102	R1=30
	福崎町	130	R1=50	97	R1=30
	神河町	148	R1=60	111	R1=30
	佐用町	130	R1=50	97	R1=30
	明石市	124	R1=50	91	R1=25
	加古川市	126	R1=50	93	R1=30
	三木市	124	R1=60	91	R1=40
	高砂市	129	R1=50	95	R1=30
	小野市	128	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	94	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40
	加西市	126	平地地:R1=60 平地地以外:R3=100	93	平地地:R1=30 平地地以外:R3=60
	加東市	135	R1=60	99	R1=40
	稲美町	128	平地地:R1=50あるいは R3=70	94	平地地:R1=30あるいは R3=40
	播磨町		R1=50あるいはR3=70	111	R1=30あるいはR3=40
	姫路市	138	R1=50	86	R1=30
	相生市	168	平地地:R1=45 平地地以外:R1=60	105	平地地:R1=20 平地地以外:R1=30
	赤穂市	167	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	105	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40
たつの市	154	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	97	平地地:R1=25 平地地以外:R1=30	
太子町	154	R1=50	97	R1=30	
上郡町	168	R1=50	105	R1=30	
洲本市	138	平地地:R1=60 平地地以外:R1=70あるいは R3=130	97	平地地:R1=40 平地地以外:R1=40あるいは R3=90	
南あわじ市	143	R1=60	101	R1=30	
淡路市	132	平地地:R1=60 平地地以外:R3=140	93	平地地:R1=30 平地地以外:R3=60	
兵庫県 北部	豊岡市	132	平地地:R3=90 平地地以外:R1=50	101	平地地:R3=60 平地地以外:R1=30
	香美町	168	平地地以外:R1=90	129	平地地以外:R1=60
	新温泉町	180	平地地以外:R1=60	138	平地地以外:R1=30
	養父市	143	平地地以外:R1=60	110	平地地以外:R1=40
	朝来市	135	平地地以外:R1=70	103	平地地以外:R1=40

雨量基準の「R1」、「R3」はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示す。
 雨量基準欄において「平地地」、「平地地以外」の地域名で基準値を記述する場合がある。
 土壌雨量指数基準は1km格子毎に設定しており、市町内における最低値を記載している。

洪水注意報・警報基準

種類		洪水警報基準			洪水注意報基準			指定河川洪水予報による基準
一次細分区域	二次細分区域	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	
兵庫県 南部	神戸市	R1=60	明石川流域=20 伊川流域=12 新湊川流域=12 武庫川流域=33	平地地: R1=45 and明石川流域=12	R1=40	明石川流域=16 伊川流域=10 新湊川流域=6 武庫川流域=18	平地地: R1=30 and明石川流域=12	—
	尼崎市	R1=50			R1=30	武庫川流域=20		猪名川〔小戸〕 武庫川〔甲武橋〕
	西宮市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=70		平地地: R1=30 and武庫川流域=21	平地地: R1=25 平地地以外: R1=30		平地地: R1=20 and武庫川流域=21	武庫川〔甲武橋〕
	芦屋市	R1=60			R1=30			—
	伊丹市	R3=100	武庫川流域=36		R3=50	武庫川流域=18		猪名川〔小戸〕
	宝塚市	R1=70	武庫川流域=36 波豆川流域=16	平地地: R3=90 and武庫川流域=19	R1=30	武庫川流域=22 波豆川流域=13	平地地: R3=60 and武庫川流域=19	—
	川西市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=70			平地地: R1=30 平地地以外: R1=40			猪名川〔小戸〕
	三田市	R1=60	武庫川流域=28 羽束川流域=11 青野川流域=12		R1=30	武庫川流域=22 羽束川流域=7 青野川流域=10		—
	猪名川町	R1=70	猪名川流域=13	R1=50 and猪名川流域=10	R1=30	猪名川流域=10		—
	西脇市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	加古川流域=33 杉原川流域=16 野間川流域=15		R1=30	加古川流域=26 杉原川流域=10 野間川流域=12		—
	篠山市	R1=60	篠山川流域=23 東条川流域=18 武庫川流域=15		R1=40	篠山川流域=15 東条川流域=10 武庫川流域=12		—
	丹波市	R1=60	加古川流域=37 篠山川流域=16 竹田川流域=25		R1=30	加古川流域=30 篠山川流域=13 竹田川流域=20		—
	多可町	R1=60	杉原川流域=12 野間川流域=11		R1=40	杉原川流域=10 野間川流域=9		—
	六粟市	R1=60	管野川流域=9 伊沢川流域=9 引原川流域=18 千種川流域=13 志文川流域=6		R1=40	管野川流域=7 伊沢川流域=7 引原川流域=10 千種川流域=10 志文川流域=5		揖保川上流〔山崎第二〕 揖保川下流〔龍野〕
	市川町	R1=50	市川流域=30	平地地: R3=40 and市川流域=23	R1=30	市川流域=17		—
	福崎町	R1=50	市川流域=30		R1=30	市川流域=18		—
	神河町	R1=60	市川流域=23 小田原川流域=11 越知川流域=17	R1=45and市川流域=14	R1=30	市川流域=18 小田原川流域=6 越知川流域=14		—
	佐用町	R1=50	千種川流域=22 佐用川流域=17 志文川流域=16		R1=30	千種川流域=16 佐用川流域=14 志文川流域=13		—
	明石市	R1=50	明石川流域=18		R1=25	明石川流域=11		—
	加古川市	R1=50	法華山谷川流域=9		R1=30	法華山谷川流域=5		加古川下流〔国包〕
	三木市	R1=60	美囊川流域=23 志染川流域=12		R1=40	美囊川流域=12 志染川流域=10		加古川上流〔板波〕
	高砂市	R1=50	天川流域=11 法華山谷川流域=11		R1=30	天川流域=6 法華山谷川流域=9		加古川下流〔国包〕
	小野市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	東条川流域=18 万願寺川流域=18		平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	東条川流域=14 万願寺川流域=11		加古川上流〔板波〕
	加西市	平地地: R1=60 平地地以外: R3=100	万願寺川流域=17 下里川流域=9		平地地: R1=30 平地地以外: R3=60	万願寺川流域=14 下里川流域=7		—
	加東市	R1=60	東条川流域=18		R1=40	東条川流域=9		加古川上流〔板波〕
	稲美町	平地地: R1=50あるいはR3=70 平地地以外: R3=70			平地地: R1=30あるいはR3=40 平地地以外: R3=40			—
	播磨町	平地地: R1=50 R3=70			平地地: R1=30 R3=40			—
	姫路市	R1=50	夢前川流域=16 菅生川流域=8 林田川流域=13 天川流域=8 大津茂川流域=11		R1=30	夢前川流域=13 菅生川流域=6 林田川流域=7 天川流域=4 大津茂川流域=9		揖保川下流〔龍野〕 市川〔砥堀〕
	相生市	平地地: R1=45 平地地以外: R1=60			平地地: R1=20 平地地以外: R1=30			—
	赤穂市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	千種川流域=23		平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	千種川流域=18		千種川〔上郡〕
たつの市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	林田川流域=14 栗栖川流域=9		平地地: R1=25 平地地以外: R1=30	林田川流域=9 栗栖川流域=7		揖保川下流〔龍野〕	

洪水注意報・警報基準

種類		洪水警報基準			洪水注意報基準			指定河川洪水予報による基準
一次細分区域	二次細分区域	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	
兵庫県 南部	太子町	R1=50	林田川流域=15 大津茂川流域=9		R1=30	林田川流域=12 大津茂川流域=6		揖保川下流[龍野]
	上郡町	平坦地以外:R1=50	千種川流域=27 安室川流域=7 鞍居川流域=12		平坦地以外:R1=30	千種川流域=20 安室川流域=6 鞍居川流域=10		千種川[上郡]
	洲本市	平坦地:R1=60 平坦地以外:R1=70 R3=130	洲本川流域=15	平坦地:R1=45 and洲本川流域=10	平坦地:R1=40 平坦地以外:R1=40 R3=90	洲本川流域=8		—
	南あわじ市	R1=60	三原川流域=27 大日川流域=20		R1=30	三原川流域=15 大日川流域=16		—
	淡路市	平坦地:R1=60 平坦地以外:R3=140			平坦地:R1=30 平坦地以外:R3=60			—
兵庫県 北部	豊岡市	平坦地:R3=90 平坦地以外:R1=50	竹野川流域=18 稲葉川流域=17 六方川流域=5	平坦地:R3=30 and円山川流域=32	平坦地:R3=60 平坦地以外:R1=30	竹野川流域=14 稲葉川流域=14 六方川流域=4	平坦地:R3=20 and円山川流域=32	円山川[立野] 出石川[引原]
	香美町	R1=90	矢田川流域=16 佐津川流域=10	R3=90and矢田川流域=15	R1=60	矢田川流域=10 佐津川流域=8		—
	新温泉町	R1=60	岸田川流域=12 久斗川流域=11		R1=30	岸田川流域=10 久斗川流域=9		—
	養父市	R1=60	円山川流域=46 八木川流域=19 大屋川流域=18 建屋川流域=12 明延川流域=12		R1=40	円山川流域=37 八木川流域=15 大屋川流域=9 建屋川流域=10 明延川流域=10		—
	朝来市	R1=70	円山川流域=22 神子畑川流域=6 市川流域=17	R3=60and円山川流域=20	R1=40	円山川流域=18 神子畑川流域=4 市川流域=9		—

雨量基準の「R1」、「R3」はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示す。
雨量基準欄において「平坦地」「平坦地以外」の地域名で基準値を記述する場合

高潮注意報・警報基準

種類		高潮警報基準	高潮注意報基準
一次細分区域	二次細分区域	潮位(単位m)	潮位(単位m)
兵庫県 南部	神戸市	1.6	1.2
	尼崎市	1.8	1.2
	西宮市	1.8	1.2
	芦屋市	2.2	1.2
	明石市	2.0	1.2
	加古川市	2.3	1.2
	高砂市	2.3	1.2
	播磨町	2.3	1.2
	姫路市	1.8	1.2
	相生市	1.8	1.2
	赤穂市	2.0	1.2
	たつの市	2.0	1.2
	洲本市	大阪湾側 2.1 播磨灘側 1.6	1.2
	南あわじ市	紀伊水道側 1.8 播磨灘側 1.8	1.2
淡路市	大阪湾側 2.1 播磨灘側 1.6	1.2	
兵庫県 北部	豊岡市	0.9	0.7
	香美町	0.9	0.7
	新温泉町	1.1	0.7

潮位は標高上の高さ